

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月30日
【事業年度】	第16期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社
【英訳名】	Morgan Stanley MUFG Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田村 浩四郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
【電話番号】	03 - 6836 - 5000
【事務連絡者氏名】	取締役 前田 香織（梅津 香織）
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
【電話番号】	03 - 6836 - 5000
【事務連絡者氏名】	取締役 前田 香織（梅津 香織）
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 提出会社の経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
営業収益 (百万円)	126,335	117,038	120,617	116,402	96,437
純営業収益 (百万円)	103,526	88,584	91,113	91,531	87,462
経常利益 (百万円)	42,506	28,508	31,511	32,425	23,072
当期純利益 (百万円)	29,017	19,677	21,295	22,428	15,432
資本金 (百万円)	62,149	62,149	62,149	62,149	62,149
発行済株式総数 (株)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
純資産額 (百万円)	166,587	173,591	177,815	178,037	184,832
総資産額 (百万円)	7,323,971	7,231,164	9,170,774	5,730,002	5,680,330
1株当たり純資産額 (円)	1,880,859.64	1,959,935.17	2,007,631.21	2,010,134.72	2,086,849.23
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	163,910.00 (104,130.00)	222,305.00 (83,400.00)	240,580.00 (53,950.00)	126,745.00 (64,245.00)	87,245.00 (35,080.00)
1株当たり当期純利益 (円)	327,815.04	222,301.08	240,578.52	253,379.95	174,338.70
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額(注1) (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	2.2	2.4	1.9	3.1	3.2
自己資本利益率 (%)	18.16	11.34	11.98	12.60	8.34
自己資本規制比率(注2) (%)	372.0	338.1	328.6	324.6	367.8
株価収益率(注3) (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	50.0	100.0	100.0	50.0	50.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	39,545	276,674	47,624	369,336	560,825
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1	3	1	49,001	48,997
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	127,055	245,198	106,456	164,753	428,241
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	295,525	264,319	206,727	363,423	282,621
従業員数(注4) (人)	649	683	700	705	705
株主総利回り(注3) (%)	-	-	-	-	-
(比較指標)(注3) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価(注3) (円)	-	-	-	-	-
最低株価(注3) (円)	-	-	-	-	-

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 各期末日後の配当支払による社外流出を考慮し、期末の自己資本規制比率を計算しています。それぞれの社外流出額は、2017年3月期で5,291百万円、2018年3月期で12,295百万円、2019年3月期で16,520百万円、2020年3月期で5,532百万円、2021年3月期で4,617百万円となります。

3. 株価収益率、株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価につきましては、株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 従業員数につきましては、使用人兼務役員 5 名及び契約社員 7 名を含んでおりません。

2【沿革】

年月	沿革
1970年11月	Morgan & CIE International S.A.東京駐在員事務所を開設
1971年11月	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド東京駐在員事務所を開設
1984年4月	モルガン・スタンレー・インターナショナル・リミテッド(英領ケイマン諸島法人)東京支店開設
1984年5月	モルガン・スタンレー・インターナショナル・リミテッド東京支店証券業免許取得
1984年6月	日本証券業協会加入
1986年2月	東京証券取引所正会員権取得
1987年4月	大阪証券取引所正会員権取得
1988年1月	モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド(証券)へ商号変更
1989年4月	東京金融先物取引所会員権(清算会員)取得
1989年10月	名古屋証券取引所特別参加者取得
1991年5月	大阪支店設置
1993年12月	営業譲渡により新会社モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド(香港法人)として営業開始(注1)
1998年10月	大阪支店閉鎖
1999年11月	英領ケイマン諸島法人モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・ジャパン・リミテッドに日本における営業の全部を譲渡 同日、香港法人モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッドは営業廃止(注2)
1999年12月	英領ケイマン諸島法人モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・ジャパン・リミテッドとして営業開始
2000年10月	モルガン・スタンレー銀行東京支店の外国為替取引部門の営業を譲受
2001年1月	英領ケイマン諸島法人モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・ニッポン・セキュリティーズ・リミテッドに対し当社リテール部門の営業を譲渡
2001年8月	商号変更(モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・ジャパン・リミテッドからモルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド)
2004年9月	株式会社ジャスダック証券取引所取引参加資格取得
2005年3月	日本商品先物取引協会加入 東京工業品取引所受託会員資格取得
2006年3月	金融先物取引業協会加入 英領ケイマン諸島法人モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド(モルガン・スタンレー証券会社)の日本における営業の全部をモルガン・スタンレー証券準備株式会社(当初1996年5月1日に有限会社として設立され、2005年10月24日に株式会社に組織変更)が譲受(注3) モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッドは営業廃止
2006年4月	商号変更(モルガン・スタンレー証券準備株式会社からモルガン・スタンレー証券株式会社) モルガン・スタンレー証券株式会社として営業開始(注3)
2007年11月	日本におけるモルガン・スタンレー・グループの持株会社制への移行に伴いモルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社の子会社となる
2007年12月	会社分割により投資銀行本部不動産投資銀行部の一部をモルガン・スタンレー・キャピタル株式会社へ承継
2010年5月	商号変更(モルガン・スタンレー証券株式会社からモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)(注4) 会社分割により投資銀行本部の一部を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社へ移転
2010年11月	第二種金融商品取引業協会加入
2012年4月	東京工業品取引所会員権(取引資格)返上
2012年12月	名古屋証券取引所会員権(取引資格)返上
2013年12月	Swap DealerとしてU.S. Commodity Futures Trading Commissionに登録
2014年1月	本店を東京都渋谷区恵比寿から東京都千代田区大手町へ移転
2020年2月	支店を東京都文京区目白台に開設 現在に至る

- (注) 1 1993年12月31日付営業譲渡に伴い、同日英領ケイマン諸島法人モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド(証券)は各証券取引所を脱退しました。
同日香港法人モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッドは正会員権(東証・大証)、特別参加者(名証)、清算会員権(東京金融先物取引所)を取得しました。
- 2 1999年11月30日付営業譲渡に伴い、1999年12月1日、香港法人モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッドは各証券取引所を脱退しました。
同日英領ケイマン諸島法人モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・ジャパン・リミテッドは正会員権(東証・大証)、特別参加者(名証)、清算会員権(東京金融先物取引所)を取得しました。
- 3 2006年3月31日付営業終了後に行われた営業譲渡に伴い、英領ケイマン諸島法人モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッドは2006年4月1日に各証券取引所を脱退しました。
2006年4月1日、モルガン・スタンレー証券株式会社は東京・大阪・名古屋・ジャスダック各証券取引所の取引参加者権を取得し、また東京金融先物取引所及び東京工業品取引所の会員権を取得しました。
- 4 2010年5月1日、株主がモルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社(議決権ベース51%)及びMMパートナーシップ(議決権ベース49%)に変更されました。

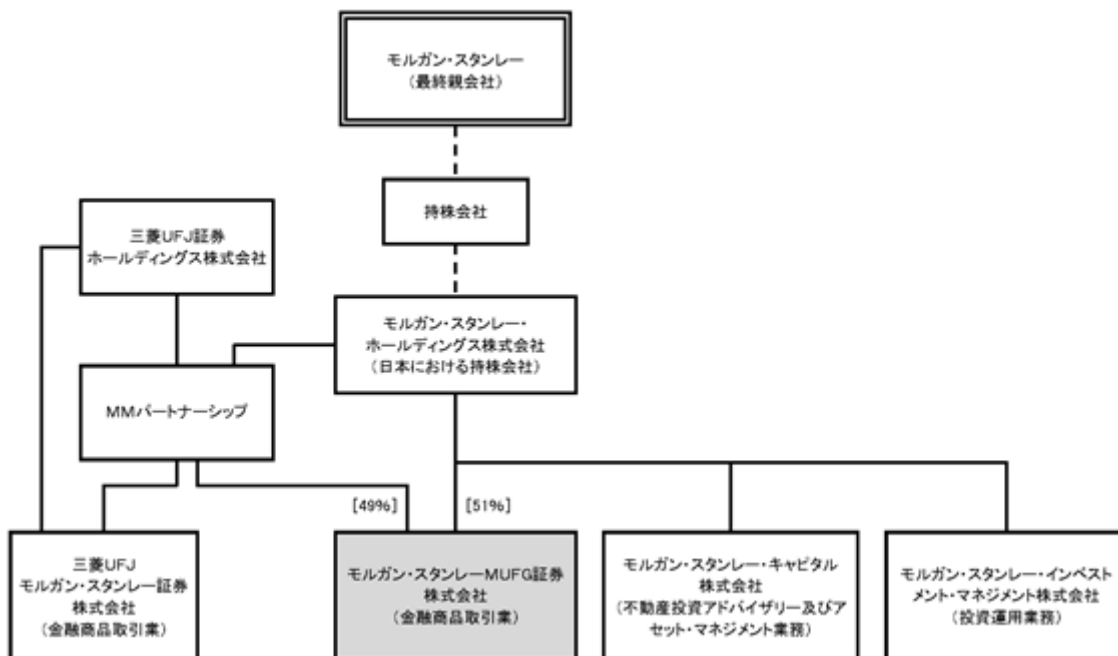
3【事業の内容】

当社の最終親会社及び支配事業体はモルガン・スタンレーであり、当社、当社の親会社(モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社)及びその子会社(総称して「当グループ」)並びにモルガン・スタンレーのその他の連結子会社とともに、「モルガン・スタンレー・グループ」を構成しています。モルガン・スタンレー・グループはグローバルな金融サービス会社であり、法人・機関投資家向け証券業務、ウェルス・マネジメント業務及び投資運用業務のいずれの事業セグメントにおいても、市場で重要な地位を維持しています。

日本においては、当グループは、証券業務、資産運用業務や不動産関連業務など、多岐にわたる事業を展開しております。とりわけ当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所及び株式会社東京金融取引所の取引参加者資格を有しており、企業・機関投資家を対象とした有価証券の販売・トレーディング業務など幅広い金融サービスを提供しています。

(事業系統図)

以上に述べた事項を国内における事業系統図によって示すと次のとおりです。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合又は 被所有割合 (%) (注2)	関係内容
(親会社)					
モルガン・スタンレー (注3)	米国ニューヨーク州	7,770 百万米ドル	持株会社	(被所有) 51.00 (51.00)	資金貸借取引 移転価格取引等
モルガン・スタンレー・ インターナショナル・ ホールディングズ・イン コーポレーテッド	米国デラウェア州	25 千米ドル	持株会社	(被所有) 51.00 (51.00)	-
モルガン・スタンレー・ アジア・ホールディング ズ・リミテッド	ケイマン諸島、グラ ンドケイマン、 ジョージタウン	280 百万米ドル	持株会社	(被所有) 51.00 (51.00)	-
モルガン・スタンレー・ ホールディングス株式 会社	東京都千代田区	1 百万円	持株会社	(被所有) 51.00	役員の兼任等
(その他の関係会社)					
株式会社三菱UFJフィ ナンシャル・グループ (注3)	東京都千代田区	2,141,513 百万円	金融持株会社	(被所有) 49.00 (49.00)	-
三菱UFJ証券ホル ディングス株式会社 (注3)	東京都千代田区	75,518 百万円	証券持株会社	(被所有) 49.00 (49.00)	役員の兼任等
MMパートナーシップ	東京都千代田区	590,296 百万円	株式の保有等	(被所有) 49.00	-

(注) 1. 上記につきましては、2021年3月31日現在の状況を記載しております。

2. 議決権の所有(被所有)割合の()内は、間接所有割合で内数です。

3. 有価証券報告書提出会社です。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

該当事項はありません。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
717	40.68	8.63	25,999

(注) 1. 上記状況には、使用人兼務役員5名及び契約社員7名の情報も含まれております。

2. 従業員数は就業人員であり、グループ内の従業員雇用会社から当社への出向者です。

3. 平均年間給与は、2020年1月1日から2020年12月31日までの期間の平均です。基本給及び裁量業績キャッ
シュボーナスを含んでおります。

4. 当社は、「法人・機関投資家向け証券業務」という単一セグメントです。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものです。

経営方針

モルガン・スタンレー・グループの経営方針及び意思決定の基盤は、5つの企業指針に基づく健全で、かつ説明責任を尽くす企業文化にあります。かかる企業指針とは、()常に品位と誠実性をもって正しく行動し、()顧客の利益を第一にし、()顧客及びその他の関係者の利益のために卓越したアイデアで主導し、()ダイバーシティ&インクルージョンにコミットし、当社の社員とその職務行動が偏見やバイアスなく地域社会すべての個人々人に対して反映されるよう努め、()必要とする人々のために当社が帰属するコミュニティに還元する、というものです。

日本においても同様の理念の下、日本独自の慣習やビジネスの伝統を尊重しながら、モルガン・スタンレー・グループのグローバル・ネットワークと豊富な経験を最大限に活用することで、最善のサービスを提供できるよう努めております。さらにモルガン・スタンレーと三菱UFJフィナンシャル・グループによる日本における証券合併事業は、本年(2021年)、発足から12年目を迎えました。当社は、合併事業のもう一つの柱である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と様々な角度からさらに緊密な連携を図ることにより、より強固な業務基盤を構築し、日本の証券業界における真に傑出した勢力となることを目指し、顧客の長期的な目標達成の実現と日本経済の活性化の一助となるべく全力を傾注していく所存です。

また、金融規制等への対応も引き続き取り組んでまいります。日本においても金融機関に対する規制には今後もさらなる変更があるとみられますが、かかる変更による将来の特定の期間における当社の事業、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローへの影響について正確に予測することは依然困難となっており、当社においても、注意深く対応を進めてまいります。

加えて、当社は、才能溢れる多様な人材を惹きつけ、つなぎとめることを重要な経営方針としています。当社は、従業員に対して家庭や個人的利益とのバランスをとりつつプロフェッショナルにやりがいを持って働ける環境を提供することで、成熟した、長期的視野に基づく、協調的な文化を発展及び維持できるとともに、これにより、健全な意思決定の実現、当社のレピュテーションの維持、さらには市場における高い競争力の保持が可能になると信じています。

経営環境

金融業界の経営環境は、景気循環の状況、並びに、技術の発展の速度、人口構成の変化及び地政学的な変化等を含むより長期的な社会の傾向の双方に引き続き影響を受けています。

2020年初めに見られた景気的好循環傾向は、新型コロナウイルスの世界的な大流行(パンデミック)により著しく影響を受けましたが、一方で、このパンデミックはリファイナンス、ポートフォリオのリポジショニング及びヘッジといった証券市場における取引の増加をもたらし、現在の財務業績を支えています。その結果、投資家の活動が一部前倒しされているため、2021年後半以降により困難な経営環境となる可能性があります。

長期的な社会の傾向は、長い目で見れば経営環境に機会と課題の両方をもたらします。特に情報処理速度、自動化及び機械学習に関する技術の急速な進歩は、生産性の向上及び製品の刷新につながる可能性があると同時に、新しい革新的なビジネスモデルの機会を提供します。同様に、環境、社会及びガバナンス(ESG)の緊急課題、例えば日本のカーボンニュートラルにむけた長期計画は、顧客企業の行動や優先事項に影響を与え始めています。高齢化に伴う人口構成の変化及びまだ十分サービスが提供されていない市場における個人資産の増加は、新たなビジネスの機会につながる可能性があります。しかし同時に、長期的な成長の見通しの低下を伴う場合もあります。

総合的に考慮すると、当社は、当社のビジネスモデルが、こうした長期的な経営環境の特徴に対応可能な安定したものであると考えています。

各部門の課題、取組みは以下のとおりです。

株式統括本部

従来の電話等による発注方法から電子取引への移行が進行していく中で、手数料率の引き下げが進んでいるほか、金融機関に対する規制の強化を受け、バランス・シートや資本に配慮した効率的な業務運営がより求められています。また、顧客の要望と取引に関するルールや規制が多様化していく中で、注文執行とリスク管理におけるテクノロジーへの依存度が高まっており、そのインフラの安定性と正確性の確保がさらに重要になってきていると考えます。新型コロナウイルスの感染拡大により短期的には市場の変動率や取引高が激しく上下する環境が続く可能性があります。ビジネスモデルの見直しを継続し短期的な市場環境の変動に影響を受けにくい業務運営を目指します。長期的にはテクノロジーへの投資を通じ競合相手より優れた株式取引サービスの実現を目指します。

債券統括本部

債券統括本部全体で株主資本利益率や税引前利益に対する意識が高まる中、収益機会の最大化及び効率的なコスト管理の徹底が主な課題であると考えます。同時に、国内外の規制動向に関する迅速な対応も求められており、バランス・シートの効率的運用のため、リスクの最適化を考慮に入れた戦略の構築を目指しています。また、関連業務のマーケットシェアを意識し、今後成長が見込まれる為替取引や金利・クレジットに係る仕組債などを含むデリバティブ・プロダクトの強化を図ってまいります。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、市場変動や流動性低下が生じる可能性があります。こうした市場混乱時にも安定したマーケットメイク業務が継続できるよう、BCP、自動化などの体制整備に取り組んでおります。

資本市場統括本部

グローバルの市場環境により資本市場全体の規模や収益性は左右されますが、今後も豊富な株式・債券の引受実績を背景に、グループ内の連携をさらに強化しながら競争力を堅持することを目指しています。金融機関に対する規制への対応として、インサイダー取引のリスクにかかる法人関係情報の管理、及びファイアウォール規制違反のリスクにかかる顧客の非公開情報の管理の二点を重要課題として取り組んでおります。新型コロナウイルスの感染拡大は本邦企業の資金調達戦略に少なからず影響を及ぼしていますが、今後の更なる資金調達案件の受注を目指し、資本市場統括本部ではリスク管理を維持しながら営業体制の強化を図っています。

2【事業等のリスク】

当社の事業展開上のリスク要因として、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来情報に関する事項は、当事業年度末において当社が判断したものであり、以下の記載は当社有価証券への投資に関連する全てのリスクを網羅するものではありません。

発行会社に関するリスク

当社に関するリスク

モルガン・スタンレーは、モルガン・スタンレー・グループ各社の最終親会社です。当社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（「MUF G」）との合併会社ですが、モルガン・スタンレー・グループの連結子会社の一つでもあります。

モルガン・スタンレー、当社及びその他のモルガン・スタンレー・グループ会社は重要な相互関係にあり、当社に対するまたは当社による資金、資本サービス及び後方支援の提供等が行われるとともに、従業員を含む事業上または経営上のプラットフォームまたはシステムの共通化または共有が図られています。

新型コロナウイルス感染症に関するリスク

当社の経営成績は新型コロナウイルス感染症の世界的流行により悪影響を受ける可能性があります。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行（パンデミック）並びにそれに伴う自主的な及び政府により課される社会的な制限及び業務上の制限は、世界の経済情勢に影響を与えており、世界の金融市場の変動、失業者の増加に加え、事業の一時閉鎖及び廃止、自宅待機命令並びにリモートワークの増加といった業務上の課題を生じさせています。

世界各国の政府は、新型コロナウイルス感染症ワクチンの開発、製造及び配布に取り組んでおり、日本は一部の新型コロナウイルス感染症ワクチンの対象者を絞った配布を承認しましたが、より広範なワクチン配布の対象及び時期については不透明な状況です。さらに、世界各国の政府及び中央銀行は、景気刺激策及び流動性プログラムの実施や金利の引下げを講じることによって、パンデミックによる経済危機への対策を講じていますが、これらの措置や今後講じられる措置によって経済の混乱に成功裡に対抗できるかは不透明です。パンデミックが長期化し、または、有効なワクチンの広範な配布を促進するための措置等の各国政府及び中央銀行の講じる措置が奏功しない場合、世界経済に対する悪影響はさらに深刻化し、今後の当社の経営成績及び財政状態に悪影響が及びます。

世界の市況が悪化した場合、または、パンデミックにより市場がさらに混乱した場合、当社の商品及びサービスをめぐる顧客取引及び需要は縮小し、当社のローン及びコミットメント並びに投資ポートフォリオに係る信用損失及び評価損失は拡大し、その他の金融資産に減損が生じ、また、当社の財政状態にその他の悪影響が生じるおそれがあります。かかる悪影響には、資本及び流動性資産に対する潜在的な制約や資本コストの増加のほか、当社の信用格付けの変更または引下げの可能性が含まれます。また、継続的な低金利により、当社の貸付業務における金利マージンは抑制されます。商業活動が低調に推移することにより、収益は全体的に減少する可能性があります。また顧客取引残高が減少することにより、当社の全事業にわたって手数料収益及び金融収益も減少する可能性があります。

業務面では、当社はリモートワーク体制を実施し、当社従業員の出張を制限していますが、役職、勤務地並びに従業員の復帰の意志及び能力に基づく職場復帰支援プログラムも実施しています。リモートワーク環境による生産性の低下は生じていませんが、この変化が長期的に悪影響を及ぼさないとの保証はありません。主要な人員を含め当社の従業員の大部分が、病気、政府による措置またはパンデミックに伴うその他の制約のために業務を効果的に遂行することができなければ、当社の事業に対するパンデミックの影響は深刻化するおそれがあります。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックとそれに伴う世界の経済危機が当社の事業、経営成績及び財政状態並びに当社の自己資本規制比率及び流動性比率に及ぼす影響の大きさは、パンデミックの規模及び継続期間、回復に要する期間、有効なワクチンの開発、配布及び接種、政府当局、中央銀行及びその他の第三者がパンデミックに対して今後講じる措置、並びに当社の顧客、取引相手方、従業員及び第三者サービス・プロバイダーへの影響等の、極めて不透明かつ予測不能な今後の動向に左右されます。さらに、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響は、本「事業等のリスク」に記載されている他のリスクの大部分をも増大させることとなります。

市場リスク

市場リスクとは、市場価格、金利、指数、ボラティリティ、相関関係または市場の流動性等のその他の市場要因のうち、一または複数の水準が変動することにより、当社が保有するポジションまたはポートフォリオに損失が生ずるリスクをいいます。

当社の業績は、市況の変動、世界及び経済の情勢並びに資産価値の変動等のその他の要因により重大な影響を受ける場合があります。

当社の業績は、これまでに世界の金融市場、経済情勢、新型コロナウイルス感染症のパンデミックその他自然災害、気候関連の事象または戦争行為等の広範囲に及び事象の影響、国際的な貿易政策及び関税の変更のほか、株式、債券及び商品の価格の水準及びボラティリティ、金利、インフレーション及び通貨価値の水準及び期間構造並びにその他の市場指数の水準を含むその他の要因による市況変動の影響を強く受けており、今後その可能性があります。当社の法人・機関投資家向け証券業務の業績は、特に、発行・流通市場のあらゆる種類の金融商品を対象とした取引への関与に係る業績について、当社が制御または確実に予測することのできない各種要因による大幅な市況変動の影響を受けます。かかる変動により、事業フロー及び事業活動や有価証券その他の金融商品の公正価値が変化するため、業績に影響を及ぼすことになります。

当社の金融商品の価値は、市況変動により重大な影響を受けるおそれがあります。当社の保有する金融商品の一部は、特に市況の変動期においては市場のボラティリティや低流動性、及び信用市場の混乱により評価及び収益化が非常に困難となる場合があります。当該金融商品の価値は、今後実勢的な要因を考慮して評価された場合に大幅に変動するおそれがあり、一部の事業においては、過去または将来の手数料及び成功報酬（インセンティブフィーともよばれ、キャリドインタレストもこれに含まれます。）に悪影響を及ぼす可能性があります。またこれらの金融商品を売却・決済する際の最終実現価格は、当該時点の市場の需要や流動性に左右され、現在の公正価値よりも著しく低下することがあります。上記の要因により、当社の金融商品の価値が低下し、当社の将来的な業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

また、金融市場は、資産の流動性低下に伴う資産価値の急速な下落に裏付けられた深刻な事象の発生による影響を受けやすく、このような極端な状況において、ヘッジ取引その他のリスク管理戦略は、通常の市況の場合と比べ効果的に取引損失を軽減しない可能性があります。またかかる状況のもとで、市場参加者は特に、市場参加者の多くが同時かつ大規模に適用する取引戦略の影響を受けます。当社のリスク管理・監視手続においては、市場の極端な変動に対するリスクを定量化し軽減するよう努めています。しかし、市場の深刻な事象を予測することは過去の例においても困難であり、当社は、市場で極端な事象が生じた場合には多額の損失を計上するおそれがあります。

当社は、大量かつ集中的なポジションの保有により損失のリスクを負う可能性があります。

リスクが集中している場合、当社のマーケットメイク、投資、引受け（ブロック・トレードを含む。）及び貸付けの各業務においては、市況の悪化または当社の競合他社により有利な市況に際して減収や損失のおそれがあります。当社は、上記の各業務に多額の資金を投入しており、ときに特定の産業または分野において特定の発行体が発行する有価証券に対し大きなポジションを取ったり、かかる発行体に多額の貸付けを行ったりする場合があります。

信用リスク

信用リスクとは、借入人、取引相手方または発行体が当社に対して負う金融債務を履行しない場合に生じる損失のリスクをいいます。

当社は、当社に対して債務を負う第三者の債務不履行リスクにさらされています。

当社は、法人・機関投資家向け証券業務では多大な信用リスクにさらされています。このリスクは、各種の貸付コミットメントを通じて顧客に信用を供与すること、取引相手方との間でスワップ契約やその他のデリバティブ取引を締結し、これに基づきかかる取引相手方が当社に対して支払債務を負うこと、貸付返済額の全額をカバーするには不十分となるおそれのある現物担保又は金融担保によって保全された短期または長期の資金調達を提供すること、清算機関、決済機関、取引所、銀行、証券会社及びその他の金融取引相手方に対し証拠金または担保の差し入れ及びその他のコミットメントを提供すること、並びに原債務及び貸付けについて実際に生じたか、または予想される債務不履行により資産価値の変動を招くおそれのある有価証券や貸付けのプールを対象とする投資及び売買を行うこと等、様々な事業活動により生じる可能性があります。

信用エクスポージャーに係る当社の評価額や損失引当額は、複雑なモデル、見積り及び将来についての主観的な判断に依拠しています。現行の評価額や引当額は、認識している水準のリスクに十分に対応していると考えていますが、予測とは異なるもしくは予測よりも厳しい将来の経済情勢、モデルもしくは前提の誤り、または自然災害や継続する新型コロナウイルス感染症のパンデミック等の外的要因が、当社の借入人及び取引相手方の信用力または担保価値の誤測定または悪化につながり、結果的に予期せぬ損失が生じるおそれがあります。当社はまた、市場の流動性が低下している時期に、あるいは、不況時に担保の評価額をめぐり取引相手方との間で紛争に

陥った結果、予測を上回る信用損失を被るおそれがあります。さらに、より長期的には、気候変動も当社の顧客の財政状態に悪影響を及ぼす可能性があり、その場合、これらの顧客から得られる収益は減少し、これらの顧客に対する貸付けに関連する信用リスクその他の信用エクスポージャーが増大するおそれがあります。

当社の信用エクスポージャーは、商品、産業または国別に集中している可能性があります。当社のモデル及び見積りは、関連するエクスポージャー間の相関性を考慮していますが、集中が生じている商品をめぐる市場環境の変化や、集中が生じている産業または国に影響を及ぼす外的要因により、予測額を上回る信用損失が生じるおそれがあります。信用リスクの集中は、当社の包括的かつグローバルなクレジット・リミットの枠組みを通じて管理されています。また、当社は中央清算機関の清算参加者として顧客の債務不履行または不正行為について責任を負っており、また、他の清算参加者が債務不履行に陥った場合に金銭的な損失を被る可能性があります。当社では信用エクスポージャーを定期的に審査していますが、発見または予測が困難な事象や状況から債務不履行リスクが生じるおそれがあります。

大手金融機関の債務不履行により金融市場に悪影響を及ぼすおそれがあります。

多くの金融機関は互いに信用、トレーディング、清算及びその他の関係を有していることから、その経営の健全性は密接にかつ相互に関連している可能性があります。日本及びその他の法域における規制の要求に従い、特定の決済機関、中央清算機関または取引所を通じたトレーディングの集中化が進めば、これらの機関に係る当社のリスクの集中度が高まる可能性があります。このため、ある金融機関に対する懸念や当該金融機関の債務不履行もしくは不履行の可能性が、市場全体に及ぶ重大な流動性や信用の問題、損失、または他の金融機関の債務不履行につながるおそれがあります。これは「システミック・リスク」とよばれることがあり、当社が日常的に関係する清算機関、決済機関、取引所、銀行及び証券会社等の金融仲介機関に対して悪影響を及ぼすおそれをはらんでいます。したがって、かかる事象により当社が悪影響を受ける場合があります。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、プロセスもしくはシステムの不備もしくは機能不全、人的要因または外的要因（例えば詐欺行為、窃盗、法務・コンプライアンス・リスク、サイバー攻撃、有形資産に対する損害、継続する新型コロナウイルス感染症のパンデミック等）による損失、あるいは当社の評判に対する損害のリスクをいいます。当社は、セールス・トレーディング等の収益を生ずる業務並びに情報技術及び取引処理等のサポート・管理部門を含め、当社の事業活動全体にわたってオペレーショナル・リスクを負う可能性があります（オペレーショナル・リスクの範囲に含まれる法務、規制及びコンプライアンスのリスクについては、後記「法務、規制及びコンプライアンス・リスク」参照。）。

当社は、当社または外部業者（もしくは当該業者が利用する外部業者）のオペレーションやセキュリティ・システムの機能不全、侵害その他による中断や、人為的ミスまたは不正行為等のオペレーショナル・リスクを抱えており、これにより当社の事業または評判が悪影響を受けるおそれがあります。

当社の事業は、日常的に、多種多様な市場において多数の通貨により大量の取引を処理及び報告する能力に大きく依存しています。当社は、新たな商品やサービスを導入したり、処理・報告手続を変更したりする場合があります（規制要件の新設に伴うものを含む。）、その結果、当社が完全には評価または特定しきれない新たなオペレーショナル・リスクが生じる可能性があります。自動化され電子化された市場に直接アクセスする傾向や、より自動化されたトレーディング・プラットフォームへの移行に伴い、プログラミング・コードの有効性が継続的に保たれ、かつ、取引を処理するためのデータが完全であることに依拠する、より複雑な技術が使用されるようになってきました。内容の異なる事業の遂行や大量の取引の処理については、従業員、コンサルタント、社内システム及び関係会社以外の外部業者の維持する技術センターのシステムの能力に頼っています。異常なほど大量の取引やサイトの利用があった場合、当社のシステムの動作が許容できないほど遅くなったり、さらには機能停止に陥ったりする可能性があります。当社の取引先や顧客による当社の商品・サービス（自己指図型ブローカレッジ・プラットフォームを含む。）の利用を可能にする当社の情報技術システムや外部技術について、混乱、障害が生じ、不安定化し、その他これらを有効に維持することができない場合、当社の事業及び評判が損なわれる可能性があります。当社はまた、サイバーセキュリティ、プライバシー及び情報保護に関する複雑かつ変化する法令の適用を受けますが、かかる法令は法域毎に異なり、潜在的に相反する可能性があります。

当社は、世界の資本市場の参加者として、データ、モデル、電子取引システムもしくはプロセスの不備または詐欺行為もしくはサイバー攻撃に起因する当社のトレーディング・ポジションのリスク管理や時価評価エラーのリスクに直面しています。

当社はさらに、貸付取引、証券取引及びデリバティブ取引の処理に利用する決済機関、取引所、清算機関などの金融仲介機関において運営上の機能不全や障害が生じるリスクにも直面しています。また、当社または直接もしくは間接的な外部業者（もしくは当該業者が利用する外部業者）のシステム、プロセスまたは情報資産に故障が生じ、または不適切な運用や処分が行われた場合、あるいはコンサルタントや下請業者等の外部業者または当社の従業員が不正または無許可の行為を働いた場合に、当社は金銭的損失を被り、流動性ポジションが損なわれ、事業に混乱を来し、規制上制裁を受け、または評判を損なうおそれがあります。さらに、複数の金融機関

が、中央清算機関、取引所及び決済機関と相互接続していることや、これらの清算機関等の重要性が増していることから、ある一つの金融機関または事業体における運営上の機能不全が、当社の業務遂行能力に重大な影響を及ぼしうる業界全体の機能不全につながるリスクが増大しています。さらに、一握りの外部業者が保有する企業情報や個人情報集中により、主要な外部業者における侵害が、業務遂行に係る費用及びリスクを大幅に増大させかねない業界全体のデータ侵害を引き起こすリスクも高まっています。

当社のBCP及びセキュリティ対応プランにより、当社が抱える潜在的なリスクのすべてが完全に軽減される保証はありません。当社の業務遂行能力は、当社の基幹設備の障害やニューヨーク都市圏及びアトランタ都市圏、ロンドン、香港並びに東京のほか、ボルチモア、グラスゴー、フランクフルト、バンガロール、ブダペスト及びムンバイに集中するモルガン・スタンレー・グループが拠点とする地域への障害が発生した場合に悪影響を受けるおそれがあります。これらの障害には、物理的なアクセスの途絶、ソフトウェアの欠陥や脆弱性、サイバーセキュリティに関する事象、テロ活動、政情不安、他の疫病の流行、大惨事、気候関連の事象及び自然災害（地震、竜巻、ハリケーン及び山火事等）、停電、環境問題、当社、当社の従業員または取引先が利用するコンピュータサーバー、通信その他のサービスの中断等が含まれます。

モルガン・スタンレー・グループは、当社のデータ用にバックアップ・システムを採用していますが、かかるバックアップ・システムは、障害の発生に伴い使用できなくなる可能性があり、影響を受けたデータがバックアップされていなかったり、バックアップから復元できなかったりすることがあり、あるいは、バックアップ・データの復元に多額の費用がかかる可能性もあるため、事業に悪影響が及ぶおそれがあります。

技術や技術を基盤としたリスク・管理システムが進化しても、当社の事業は、最終的には当社の従業員や取引先である外部業者の従業員を含む人材に依存しています。人為的ミスや適用ある方針、法律、規則または手続の違反があっても、一部のミスや違反は必ずしも、その防止及び発見を目的とした当社の技術プロセスや、当社の統制等の手続によって直ちに発見されるとは限りません。このようなミスや違反には、計算の誤り、電子メールやその他の通信の宛先の誤り、ソフトウェアもしくはモデルの開発もしくは実行上のエラーまたは判断の誤りのほか、適用ある方針、法律、規則または手続の意図的な無視や潜脱が含まれることがあります。人為的ミス及び不正行為は、速やかに発見され、是正されたとしても、当社が多大な損失及び債務を負う結果となる場合があります。

モルガン・スタンレー・グループは様々な法域において事業を展開しており、かかる法域には、知的財産、商標、営業秘密、ノウハウ並びに顧客の情報及び記録といった企業の資産が同程度に保護されない可能性のある法域も含まれます。かかる法域において与えられる保護は、モルガン・スタンレー・グループが事業を展開するその他の法域におけるものと比べて、確立されておらず、かつ/または、予測しがたいことがあります。そのため、かかる法域においては、民間当事者や国家主体と関連のあるまたは国家主体の指揮下にある当事者を含む、国内外の主体によるデータ、技術及び知的財産の潜在的な窃盗のリスクも、より高いおそれがあります。データ、技術または知的財産の窃盗が発生した場合、モルガン・スタンレー・グループの事業及び評判に悪影響が及ぶおそれがあり、これにはかかる法域において事業を運営するモルガン・スタンレー・グループの子会社、関係会社、合併事業または顧客の営業活動の中断が含まれます。

サイバー攻撃、情報もしくはセキュリティの侵害または技術的な不具合は、当社の業務遂行能力またはリスク管理能力に悪影響を及ぼし、あるいは秘密情報または専有情報の開示または悪用につながり、当社の経営成績、流動性及び財政状態にその他の悪影響を及ぼすおそれがあるほか、当社の評判を損なうおそれがあります。

当社は、情報保護及びプライバシーに関する各種の国内法及び国際法に基づき保護しなければならない、当社の顧客、取引先、従業員及び一部の取引相手方に関する個人情報を相当な量保有しています。かかる法律は相反する可能性があり、または裁判所及び規制当局が、当社が予測していなかった形でもしくは当社の事業に悪影響が及ぶ形でかかる法律を解釈する可能性があります。

金融機関のサイバーセキュリティ・リスクは近年著しく増大していますが、その要因の一部として、新たな技術の急増、金融取引にあたってのインターネット、モバイル通信技術及びクラウド技術の活用のほか、組織犯罪、ハッカー、テロリスト及び外国国家主体も含めたその他の国外の過激派の巧妙化及び活発化が挙げられ、ときに政治的目的を追求するための手段となっている場合もあります。一部の過激派の巧妙化が進んでいることに加え、さほど知識のない行為者によって兵器化されうるサイバートールが商品化されることによって、技術的な脆弱性が悪用される例が増加しています。世界的な事象や地政学上の不安定性は、金融機関を標的とする国家主導の攻撃の増加につながるおそれがあります。外国国家主体は、徐々に巧妙さを増しており、このような攻撃のリスクが高まっています。このような過激派が従業員、顧客、取引先、ベンダーその他の第三者または当社システムのユーザーを唆して、当社のデータや当社の従業員または取引先のデータにアクセスするために機微情報を開示させようとする可能性もあります。サイバーセキュリティ・リスクはまた、当社の従業員または第三者（第三者サービス・プロバイダーを含む。）の人為的ミス、詐欺行為または悪意に起因する場合もあれば、予期しない技術的な不具合によってもたらされる場合もあります。このようなリスクは、例えば、従業員の大部分がリモートワークとなり、自宅のネットワークを通じて当社のセキュアネットワークに接続することを余儀なくされている新型コロナウイルス感染症のパンデミック等の複数の要因によって、または、当社が新たな技術、顧客もしくは第三者サービス・プロバイダーに接することとなる可能性のある買収事業の統合やその他の戦略的な取組

みの結果、高まる可能性があります。さらに、当社が取引する第三者、当社が情報を共有する規制当局、これらが起用する各サービス・プロバイダー及び当社の顧客・取引先が認証に使用する情報を共有する第三者もまた、特に顧客の行動に当社のセキュリティ・システムや管理システムの支配が及ばない場合には、サイバーセキュリティ・リスクの源泉となる可能性があります。サイバー攻撃において用いられる技術は複雑で頻繁に変化し、予測が不可能であることから、当社が講じる対策が絶対的な安全性や復元可能性を実現する保証はありません。

当社、当社の第三者サービス・プロバイダー及び当社の取引先が他の金融サービス会社と同様に、不正なアクセス攻撃、情報の取扱ミスまたは悪用、コンピュータ・ウィルスまたはマルウェア、機密情報の入手、データ破壊、サービスの中断・劣化、システム妨害またはその他の損害を与えることを狙ったサイバー攻撃、サービス妨害(DoS)攻撃、データ侵害、ソーシャルエンジニアリング攻撃その他の事象にさらされる状況は今後も続きます。かかる不正アクセス、情報の取扱ミスまたは悪用やサイバー環境における事象が将来発生しないという保証はなく、より頻繁かつ大きな規模で発生するおそれがあります。

当社または第三者においてサイバー攻撃、情報もしくはセキュリティ侵害または技術的な不具合が生じた場合、当社及び当社の外部業者のコンピュータ・システムによって処理、保管及び伝達される当社または当社の顧客、従業員、取引先、ベンダーもしくは取引相手方の個人情報、機密情報、専有情報その他の情報が損なわれるおそれがあります。さらに、かかる事象によって当社、当社の顧客、従業員、取引先、ベンダー、取引相手方または第三者の事業を妨害または障害を引き起こすことがあり、また、当社、当社の従業員、顧客または他の第三者の機密情報、専有情報その他の情報の不正な公開、収集、監視、悪用、喪失または破棄を引き起こすことがあります。このような事象が生じた場合、当社の顧客及び市場における評判が失墜し、顧客満足度が低下し、当社のオペレーション及びセキュリティに関するシステム及び基幹設備を維持及び更新するための当社の費用が増大し、規制上の調査、訴訟もしくは強制執行または規制当局からの罰金もしくは違約金の対象となるおそれがあり、これらはいずれも、当社の事業、財政状態または経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

モルガン・スタンレー・グループが世界中で事業を展開していること及び当社が大量の取引を処理し、多数の顧客、パートナー、ベンダー及び取引相手方と取引を行っていることや、サイバー攻撃が複雑化してきていることから、サイバー攻撃、情報侵害またはセキュリティ侵害が発生し、検知されないまま長期にわたって継続するおそれがあります。サイバー攻撃に関する調査は本質的に予測不可能であり、調査が完結し、完全かつ信頼できる情報が入手できるまでに時間を要します。その間、当社は必ずしも被害の程度やその是正に最適な方法を把握することができるとは限らず、過失または作為の一部は、発見及び是正されるまでに繰り返されまたは悪化するおそれもあります。このような事態はいずれも、サイバー攻撃による費用及び影響をさらに増大させます。

当社が取引先及び第三者ベンダーとの間で締結している契約の多くには補償条項が含まれていますが、かかる補償条項により、当社が被った損失を十分に相殺するに足る補償を受けられない可能性があり、補償をまったく受けられない可能性さえあります。当社はまた、約款の条件に従い、サイバーセキュリティ・リスク及び情報セキュリティ・リスクの一部が補償される可能性のある保険も維持していますが、かかる保険は損失を全額補償するには不十分である可能性があります。

当社は、サイバーセキュリティに対する姿勢を維持及び強化するために、引き続き投資を行います。サイバーセキュリティ及び情報セキュリティに関するリスク及び攻撃を管理し、ますます広範化し、変化する新たな規制要件を遵守するための費用は、当社の経営成績及び事業に悪影響を及ぼすおそれがあります。

流動性リスク

流動性リスクは、当社が資本市場へのアクセスを失い、または保有資産の売却が困難となることによって、事業運営に必要な資金を融通できなくなるリスクをいいます。流動性リスクには、継続事業としての当社の存続を脅かす深刻な事業の混乱や評判の毀損を生じさせることなく金融債務を弁済する当社の能力（またはかかる能力についての認識）のほか、当社の流動性に悪影響を及ぼし、新たな資金を調達する当社の能力に影響を及ぼすおそれのある市場事由や特異なストレス事由によって引き起こされる付随的な資金調達リスクも含まれます。

当社の事業にとって流動性は必要不可欠であり、当社は事業運営上必要な資金調達の大部分を外部の源泉に頼ることがあります。

当社の事業にとって流動性は必要不可欠です。当社の流動性は、当社が長期もしくは短期の債券市場において資金調達を行うことができない場合、有担保貸付市場を利用できない場合または顧客もしくは取引先による予期せぬ現金もしくは担保の流出があった場合に、悪影響を受けるおそれがあります。当社の資金調達能力は、金融市場に混乱が生じ、または金融サービス業界全体について否定的な見方が示されるなどの、日本やその他の地理的地域における財政問題に対する不安を含む、当社が制御できない要因によって損なわれる場合があります。さらに、当社の資金調達能力は、当社が多大な営業損失を被り、格付機関が当社の格付けを引き下げもしくはウォッチをネガティブとし、当社の事業活動の水準が低下し、規制当局が当社または金融サービス業界に対して重大な措置を講じ、または従業員による重大な不正行為や違法行為が発覚したことによって、投資家または貸出機関が当社の長期・短期の財政見通しを否定的に捉えるようになった場合にも損なわれることがあります。上述した方法で資金を調達できない場合には、満期を迎える債務やその他の債務を弁済するために当社の投資ポートフォリオやトレーディング資産をはじめ担保設定のない資産を資金調達に用いまたは現金化しなければならないおそれがあります。当社は資産の一部を売却できずまたは市場価値を下回る価格で売却しなければならないことがあり、いずれの場合も、当社の業績、キャッシュ・フロー及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社の借入コスト及び負債資本市場へのアクセスは、当社の信用格付けに左右されます。

無担保での資金調達のコストや利用可能性は、通常、当社の長期及び短期の信用格付けにより影響を受けます。格付機関は、当社の信用格付けの決定のために重要な一定の会社固有の要因及び業界全体にわたる要因について監視を続けています。かかる要因には、内部統制、利益の水準や質、自己資本、流動性及び資金調達、リスク選好度及びリスク管理、資産の質、戦略の方向性、事業構成、規制または法律の変更、マクロ経済環境、及び予期される範囲の支援の水準等が含まれ、格付機関によって当社と同様の金融機関の格付けが引き下げられるおそれがあります。

当社の信用格付けはトレーディング収益の一部に悪影響を与えることがあり、この傾向は特に、信用デリバティブ、為替取引、及び金利スワップ等相手方の長期的な業績が主要な留意事項となる店頭及びその他のデリバティブ取引において顕著です。法人・機関投資家向け証券業務の事業に関係した一部の店頭トレーディング契約その他について信用格付けが引き下げられた場合には、一定の取引相手方に対し追加担保の差入れまたは債務残高の即時決済を行う必要が生じるおそれがあります。当社のトレーディング契約及びその他の契約が終了した場合には、他の資金調達源を確保するか、多額の現金の支払いまたは有価証券の移動の必要が生ずることで、当社が損失を被り、当社の流動性が損なわれるおそれがあります。今後信用格付けが引き下げられた場合に発生する可能性がある追加担保額または契約終了に伴う支払金額は、契約毎に異なり、ムーディーズ・ジャパン株式会社、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社及び株式会社格付投資情報センター（またはそれぞれの関係会社）のうちの一つまたは全部の格付けに左右される可能性があります。

当社の流動性及び財政状態は、従来より国内及び世界の市況と経済情勢による悪影響を受けており、今後もその可能性があります。

当社の長期もしくは短期の債券からの資金調達または有担保貸付市場の利用は、過去において日本国内及び世界の市況と経済情勢によって重大な悪影響を受けたことがあり、また将来においてもその可能性があります。とりわけ、資金調達コストと調達源の利用可能性については、信用市場における流動性の低下や信用スプレッドのさらなる拡大により過去に悪影響を受けており、かかる状況は今後も生じるおそれがあります。日本及びその他の世界の市場と経済における著しい混乱は、当社の流動性及び財政状態に悪影響を及ぼし、また当社と取引を行うおととする取引相手方や顧客の一部の意欲を減退させる可能性があります。

法務、規制及びコンプライアンス・リスク

法務、規制及びコンプライアンスに関するリスクには、当社が、当社の事業活動に適用される法律、規制、規則、関連する自主規制機関の諸規則等及び行為規範を遵守しなかったことにより負う法令上もしくは規制上の制裁、罰金、課徴金、判決金、損害賠償金もしくは和解金等の重大な財務上の損失または評判の失墜に関するリスクが含まれます。また当社は、当社に関して憶測や事実に基づかない風評・風説が流布された場合に当社の社会的信用が低下するレピュテーション・リスクにもさらされています。これらのリスクには、取引相手方の履行義務が執行不能となるリスクをはじめとする契約上及び商業上のリスクのほか、マネーロンダリング防止、テロ資金供与防止、腐敗防止及び経済制裁措置に関する法律、規則及び規制の遵守に関するリスクも含まれます。

また、大手金融機関の秩序ある破綻処理を促進するための米国またはその他の法域の規制要件及び戦略が適用されることにより、当社が発行する有価証券の保有者は、より大きな損失のリスクにさらされ、当社は他の規制の適用を受けるおそれがあります。

金融サービス業界は、広範な規制に服しており、規制の変更により当社の事業は影響を受けます。

当社は、日本の規制当局により直接規制を受けています。これらの法令は、当社の事業遂行の方法に重大な影響を及ぼし、既存の事業の範囲を制限するおそれがあり、商品の提供を拡大する能力や一定の投資を継続する能力を制限する場合があります。また、当社はモルガン・スタンレーの子会社であり、スワップ・ディーラーとして米国商品先物取引委員会の登録を受けているため、米国の規制当局による規制も当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

当社及び当社の従業員は、幅広い規制及び監督、当社の事業及び当該事業を拡大する計画に対する徹底的な調査、新規取引に対する制限、さらに厳格な自己資本・流動性・調達要件及びその他の強化された健全性基準を課すシステミック・リスクに係る制度、破綻処理制度及び破綻処理計画要件、総損失吸収力の最低保有額維持に関する要件、内部総損失吸収力及び資本再構築力に関する要件、事業活動及び投資に対するボルカー・ルールによる制限、並びに包括的なデリバティブ規制、コモディティ規制、市場構造規制、税法、反トラスト法、取引報告義務及び拡大された信託義務等に服しています。

中には、追加的な規則の制定や移行期間の満了を待っている状態の規制基準もあり、その全部または一部が変更される可能性もあります。継続的な法令の施行または改正（解釈や執行の変更を含む。）は、当社事業の収益性や保有資産の価値に大きく影響し、当社に追加費用の負担を課し、事業実務の変更を求め、もしくは事業の廃止を余儀なくし、当社の配当支払能力及び自己株式買戻能力に悪影響を及ぼし、または、当社の株主もしくは債権者に不利に影響するような方法を含め、当社において資本調達が必要となる可能性があります。さらに、外国の政策決定機関及び規制当局が課している規制上の要件は当社が服する日本の規制に矛盾または抵触する可能性があるため、当社に悪影響が及ぶおそれがあります。法律及び規制上の要件は引き続き継続的に変更され、その結果、新たな、または変更後の要件を遵守し、継続的に法令遵守状況のモニタリングを行うために多大な費用を新たに負担することとなる可能性があります。

当社の事業、財政状態及び業績は、政府の財政政策及び金融政策により悪影響を受けるおそれがあります。

当社は、日本及び国外の規制当局・機関により採択された財政政策及び金融政策の影響を受けます。例えば、日本銀行及び諸外国の中央銀行当局によって講じられる措置は、当社の貸付け、資本調達及び投資活動に係る資金コストに直接的に影響を及ぼし、当社の保有する金融商品の価値に影響を及ぼす可能性があります。加えて、かかる金融政策の変更は、顧客の信用度に影響を及ぼす可能性があります。国内外の金融政策の変更は、当社による制御の範囲を超えたものであり、予測することが困難です。

金融サービス業界は重大な訴訟に直面しており、広範な規制当局及び法執行機関による調査の対象となっているため、当社の評判が損なわれまたは当社が法的責任を負うおそれがあります。

当社はその事業活動に関連して日本及び諸外国において政府や自主規制機関による調査及び手続の対象となるリスクに直面しており、これらの当局による調査及び手続の結果、不利益な判決、和解、罰金、制裁、差止めその他の処分を課せられるおそれがあります。かかる措置により、金銭面での影響のほか、例えば当社の事業の一部の遂行能力が影響を受けたり、または制限を受けたりするおそれがあります。

かかる調査及び手続や課される制裁及び罰金の金額は、金融サービス業界に引き続き影響を与えています。また、一部の政府機関は、金融機関に対する刑事訴訟を提起し、または、金融機関について刑事上の有罪判決、有罪答弁もしくは起訴猶予合意を求める場合があります。当社に対し重大な規制上の措置または法執行措置が講じられた場合、当社の事業、財政状態または経営成績が重大な悪影響を受け、また、当社の評判が著しく傷つけられることで、事業に深刻な打撃を受けるおそれがあります。

また、ドッド・フランク・ウォール街改革及び消費者保護に関する法律は、証券またはコモディティ関連法令の違反に関して執行措置を成功に導くような情報を米国証券取引委員会または米国商品先物取引委員会に提供した内部告発者に対して報酬を与えます。この報酬により、当社が米国証券取引委員会または米国商品先物取引委員会から受ける調査の数は増加する可能性があります。

当社は、事業活動に関連して、日本及び諸外国において各種の訴訟（仲裁及び集団代表訴訟等を含む。）の被告とされあるいは規制当局が行う調査及び手続の対象とされる可能性があり、これらの訴訟または規制措置のなかには、多額の補償的・懲罰的損害賠償や不特定額の損害賠償が請求されるもの、または当社に不利益な制裁、罰金その他の結果をもたらす可能性のあるものも含まれることがあります。

当社はさらに、他の大企業と同様、従業員の不正行為（ポリシーに対する違反や秘密情報の不適切な使用または開示を含む。）や不適切な営業慣行・行為のリスクにもさらされています。

利益相反に適切に対処できない場合、当社の事業及び評判は悪影響を受けるおそれがあります。

当社は、国際的な金融サービス・グループの一部として事業法人、政府、金融機関及び個人等の多数かつ多様な顧客に対し商品及びサービスを提供しているため、通常の業務の過程で利益相反が生じるおそれがあります。例えば、当社と顧客の間もしくは顧客同士の間において、従業員と当社もしくは顧客との間で、または当社が顧客の債権者となり得る状況において利害関係に相違があった場合、潜在的な利益相反を生じることがあります。当社は、潜在的な利益相反の特定及び対応を目的とした方針、手続及び制度を設けるとともに、かかる潜在的な利益相反を管理するために、開示の活用等の様々な施策を講じています。しかしながら、潜在的な利益相反の特定及び低減は複雑かつ困難であることがあり、メディアによる注目や規制当局による調査の対象とされるおそれがあります。現に、利益相反状態を生ずるにとどまるのみと思われた行為が、実際の利益相反の可能性は低減されているにもかかわらず、当社の評判を危険にさらすおそれもあります。そのため、潜在的な利益相反によって、新たな訴訟が提起されたり強制的な措置が採られたりする可能性もあり、これが利益相反の可能性のある取引を行おうとする顧客の意欲を減退させ、当社の事業及び評判に悪影響を及ぼすおそれがあります。

当社を管轄する規制当局は、特定の取引の綿密な調査等により当社の活動に潜在的な利益相反がないかを精査する権限を有します。さらに、当社は、ボルカー・ルールに基づき、当社と顧客との間の一定の取引について、規制上の精査を受けています。

リスク管理

当社のリスク管理に係る戦略、モデル及び手続は、あらゆる市場環境下でまたはすべての種類のリスクに対し、当社のリスク・エクスポージャーの軽減に完全に有効でない場合があります、結果的に、予期せぬ損失が生じるおそれがあります。

当社は、リスク管理機能の整備に多大な資源を費やしており、今後も同様に継続していくことが期待されます。にもかかわらず、市場エクスポージャーを評価するための各種リスク・モデルやヘッジ戦略の採用、ストレステスト及びその他の分析を含む当社のリスク管理に係る戦略、モデル及び手続は、あらゆる市場環境下で、または確認もしくは予測されていなかったものを含むすべての種類のリスクに対して、当社のリスク・エクスポージャーの軽減に完全に有効でない場合があります。当社の事業が変化及び成長し、当社が事業を展開する市場も進化するにつれ、当社のリスク管理に係る戦略、モデル及び手続がかかる変化に常に適応できるとは限りません。当社のリスク管理手法のなかには、過去に観察された市場動向及び経営陣の判断に基づくものがあります。そのため、かかる手法によって将来のリスク・エクスポージャーを予測することができず、エクスポージャーが過去の測定結果に示されるものから大幅に拡大する可能性があります。また、当社が採用するモデルの多くは、各種資産の価格やその他の市場指標の相関関係についての仮定やインプットに基づいているため、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響等の、突然の、予期しない、あるいは特定不能な市場または経済の動向を予測することはできず、その結果、当社に損失が生じるおそれがあります。特に市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、モデル・リスク、法的リスク、規制リスク及びコンプライアンス・リスクの管理は、多数の取引及び事象の適切な記録と検証を行うためのポリシー及び手続を要しますが、かかるポリシー及び手続が完全に有効には機能しない場合があります。また当社のトレーディング・リスク管理の戦略及び手法においては、売買ポジションによる収益力と潜在損失に対するエクスポージャーとの均衡を図っています。当社では、広範かつ分散された一連のリスク監視・軽減手法を導入していますが、かかる手法及びその適用の判断において、すべての経済上、財政上の結果及び結果発生の時期を予想することはできません。例えば、当社のトレーディング業務または投資業務において比較的流動性の低い取引市場が関与する場合、あるいはその他何らかの事情で売却またはヘッジが制限される場合、当社はポジションを減少させることができず、ひいては、かかるポジションに伴うリスクも軽減することができないことがあります。そのため、当社はトレーディング業務または投資業務において損失を被る可能性があります。

ロンドン銀行間取引金利（「LIBOR」）の代替及びその他の金利ベンチマークの代替または改革計画は、当社の事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

連邦準備制度をはじめとする世界各国の中央銀行は、LIBORを代替し、その他の金利ベンチマーク（総称して「IBOR」）を代替または改革することを目的として、市場参加者及び公的セクターの代表者によって構成されるワーキンググループを任命しました。広く利用されているこれらの金利から代替的な金利への移行及びその他の潜在的な金利ベンチマークの改革はすでに開始され、今後数年間続く見込みです。2021年より先はほとんどのIBORが利用できなくなる可能性が依然としてあり、世界各国の規制当局は、業界としてこれに備えた計画を立てる必要性を継続的に強調しています。

ニューヨーク連邦準備銀行は現在、米国債を担保にした翌日物レポ取引に基づく担保付翌日物調達金利を公表しています。担保付翌日物調達金利は、連邦準備制度及びニューヨーク連邦準備銀行によって招集された代替参照金利委員会によって米ドルLIBORの代替金利として推奨されています。また、イングランド銀行は、より広範な翌日物英ポンドマネー・マーケット取引によって構成される、改定版英ポンド翌日物平均金利を公表しています。改定版英ポンド翌日物平均金利は、英ポンドリスク・フリー・レートに関するワーキンググループによって英ポンドLIBORの代替金利に選ばれました。日本においては、日本銀行が事務局を務める勉強会が、無担保コール翌日物金利である東京翌日物平均金利を新たな日本の代替金利として選択しました。欧州及びスイス等のその他の法域の中央銀行が主導する委員会は、上記以外の通貨建ての代替参照金利をすでに選択しました。

市場によるIBORから代替参照金利への移行は複雑であり、当社の事業、財政状態及び経営成績に様々な悪影響を及ぼす可能性があります。かかる移行または改革により生じうる悪影響として、特に以下のものが挙げられます。

- ・当社の金融資産及び金融負債に含まれるIBORに連動する有価証券、ローン及びデリバティブ等の広範な金融商品の価格、流動性、価値、リターン及び取引にマイナスの影響が及ぶ可能性があります。
- ・発行済みの有価証券及び関連するヘッジ取引の条件を調整するための、時間を要する既存書類の再交渉によるものを含め、IBORまたはIBORを参照する商品に適用されるまたはこれらに言及する書類の大幅な変更が必要となる可能性があります。
- ・IBORまたはIBORを参照する商品に適用されるまたはこれらに言及するものの、取引相手方または商品の所有者から十分な同意を得られないために変更することのできないドキュメンテーションを伴う商品群が発生する可能性があります。
- ・一または複数の代替参照金利によるIBORの代替に対する当社の（または市場の）対応及び準備状況について規制当局から照会またはその他の措置を受ける可能性があります。
- ・代替参照金利へのフォールバック条項またはその他の関連規定等の、IBORを参照する商品に係る条項の解釈及び執行可能性、代替参照金利へフォールバックする場合には、IBORと各種の代替参照金利との間の根本的な相違に起因する経済的影響、法的影響、業務上の影響またはその他の影響を含め、様々なシナリオにおいて、顧客、取引相手方及び投資家との間の紛争、訴訟またはその他の法的手続が生じる可能性があります。
- ・当社のリスク管理プロセスを、IBORから一または複数の代替参照金利を参照する商品に対応したものに適時かつ効率的に移行させるために必要なシステム及びデータ解析の移行及び/または開発が必要となる可能性があります。これには、各種の代替参照金利に係る価値及びリスクの定量化によるものを含みますが、提案されている代替参照金利の歴史が浅いことから困難を伴う可能性があります。
- ・上記の各要因に伴い当社に追加の費用が生じる可能性があります。

上記以外の要因としては、代替参照金利への移行のスピード、キャッシュ市場とデリバティブ市場との間のタイミングのずれ、代替参照金利に固有の条件・パラメーター及び市場による代替参照金利の受入れ、特定の商品に関連して代替参照金利を使用するにあたっての市場慣行（業界またはその他のグループによる慣行の提案または推奨の時期及び市場によるその採用を含む。）、代替参照金利を参照する商品の価格及び取引市場の流動性、並びに一または複数の代替参照金利に適切なシステム及びデータ解析に移行し、これらを開発する当社の能力が挙げられます。

競合的環境

当社が事業を行う金融サービス業界における競争は、非常に激しいです。

日本の金融及び証券市場においては、オンライントレードの普及、外国投資銀行による日本国内における事業の拡大、他業界から証券業界への新規参入等の変化が生じています。オンライントレードの普及は、当社の事業機会拡大に寄与していますが、同時に、新たな競合会社による証券事業への参入に伴い競争は激化しています。特に、ネット証券会社が提供する手数料ベースのサービスが急速に広まったことで、手数料その他の収益の獲得機会に下方圧力が働いた結果、価格競争が生じています。また、外国証券会社が日本の資本市場における資金調達サービス分野において事業を拡大していることに伴い、外国証券会社との競争も激化しています。加えて、日本の金融業界内の大規模な事業統合により、当社と競合する、広範な金融サービスを提供する総合金融機関が誕生しています。金融テクノロジー分野における新たな競合相手の一部は、当社の事業のうち、革新的な事業モデルまたはさほど規制の厳しくない事業モデルによる混乱の影響を受けやすい既存ビジネスをターゲットにしようとしています。こうした状況下で、当社は、顧客のために、モルガン・スタンレーが有する技術力及び世界的なネットワークを活用し、グローバルな金融商品及びサービスを提供する取組みを大幅に強化しています。しかしながら、当社が競合他社よりも優位に立つことができなければ、当社の財政状態及び業績は悪影響を受ける可能性があります。

取引市場の自動化並びに新たな技術の導入及び適用により当社の事業に悪影響が及び、競争の激化につながるおそれがあります。

当社は近年、いくつかの事業で激しい価格競争に直面しています。特に、取引所、スワップ執行ファシリティ及びその他の自動化されたトレーディング・プラットフォーム上で有価証券、デリバティブその他の金融商品を電子的に売買できることや、新たな技術が導入及び適用されることにより、ビッド・オファー・スプレッド、取引手数料、運用手数料または類似の受取手数料に対する圧力が強まっています。自動化された電子市場を直接に利用する傾向は今後も継続するものとみられており、さらに多くの市場がより自動化されたトレーディング・プラットフォームに移行するにつれこの傾向は強まるものとみられています。当社は、上記及びその他の分野において競争圧力を受けており、競合他社がビッド・オファー・スプレッド、取引手数料、運用手数料または受取手数料の引下げや廃止による市場シェア獲得を追求すれば、今後も競争圧力を受け続けるおそれがあります。

優秀な従業員の維持及び確保は当社の事業が成功するために不可欠であり、これが維持または確保できない場合には当社の業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

人材は最も重要な資産であり、優秀な従業員をめぐる熾烈な競争が展開されています。能力の高い従業員を維持・確保できず、または競争上の優位性を保つために必要な水準または形態において維持・確保できない場合、あるいは従業員を維持・確保するための報酬費用が増加した場合、競争上の優位性及び経営成績を含む当社の業績は重大な悪影響を受けるおそれがあります。金融業界においては、インセンティブに基づく報酬に関する制限、クローバック要件、特別税を含め、従業員報酬に対してより厳しい規制が課せられており、また課せられ続ける可能性があります。これによって当社の最も優秀な従業員の雇用・維持に悪影響が及びおそれがあります。

国際リスク

当社は国際的に事業展開しているため、政治、経済、法律、税務、営業、フランチャイズ上その他多数のリスクにさらされており、当社の事業に様々な悪影響を及ぼすおそれがあります。

モルガン・スタンレー・グループの一部として、当社は多数の国で事業展開する企業が避けることのできない、国有化、強制収用、価格統制、資本規制、為替管理、公租公課の増加及び政府によるその他の規制措置、並びに戦争行為の発生または政治、行政における不安定性等の可能性を含む、政治、経済、法律、税務、営業、フランチャイズ上その他多数のリスクにさらされています。

新型コロナウイルス感染症等の世界的な流行病その他の広範囲に及ぶ健康面での危機、自然災害、気候関連の事象、テロ行為もしくは軍事行為、または社会的もしくは政治的緊張により、新興市場や世界経済の他の分野においてモルガン・スタンレー・グループの事業に悪影響を及ぼすおそれのある経済、金融上の混乱を招き、あるいはモルガン・スタンレー・グループの世界各国における事業の管理能力または遂行能力が損なわれるおそれのある移動制限等の営業上の困難につながる可能性があります。

英国の欧州連合離脱により、モルガン・スタンレー・グループに悪影響が及びおそれがあります。

合併事業に関するリスク

当社のM U F G及びその他の企業との合併事業は成功しない可能性があり、当社の経営及び他のパートナーとの提携における柔軟性を低下させるおそれがあります。

当社は、M U F Gとの合併事業です。モルガン・スタンレー及びM U F Gが、競争環境の変化等の理由により共通の財務目標を成功裡に達成することができない場合、当社の業績は悪影響を受ける可能性があります。モルガン・スタンレー及びM U F Gが共通の財務目標の達成に向けて順調に前進したとしても、当社の業績は、短期的、中期的に悪影響を受けるおそれがあります。加えて、モルガン・スタンレーは、M U F Gとの利益相反に直面する可能性があり、その結果、当社の業績に悪影響が及び、評判が損なわれるおそれがあります。

M U F Gとの合併事業は、モルガン・スタンレーまたは当社が他の提携または協業を行う能力を制限する可能性があります。今後の提携の条件によって当社の経営の柔軟性が制限されるおそれがあります。合併事業はまた、モルガン・スタンレーまたはM U F Gが戦略を変更し、不履行に陥り、またはその他の課題が生じた場合、所定の目的を達成できない可能性があります。さらに、合併事業として事業を行う場合、しばしば、情報共有及び意思決定に多くの手続を要する場合があります。それが事業環境の変化等の迅速な行動が求められる事態への対応の遅れにつながる可能性があります。その結果、当社の財政状態及び業績は重大な悪影響を受けるおそれがあります。

当社は、合併事業及び戦略的パートナーシップの形で今後も投資に携わることがあり、こうした投資もまた、上述したリスクの一部または全部の対象となります。このような戦略的プロジェクトの一部及びかかるプロジェクトの統合により、当社の費用が増加する可能性があるほか、財務、経営及びその他のリソースの追加を余儀なくされる可能性があります。

当社に固有のリスク

当社とその他のモルガン・スタンレー・グループ会社とは重要な相互関係にあります。

当社は、モルガン・スタンレー・グループの主要な事業会社の一つであり、単体としては、幅広い金融及び証券業務を提供しています。当社とモルガン・スタンレー及びその他のモルガン・スタンレー・グループ会社とは重要な相互関係にあり、当社に対するまたは当社による資金、資本、サービス及び後方支援の提供等が行われるとともに、従業員を含む事業上または経営上のプラットフォームまたはシステムの共通化または共有が図られています。かかる相互関係にあることに加え、当社及びその他のモルガン・スタンレー・グループ会社のいずれもがグローバル金融サービス分野に参入していることから、モルガン・スタンレーまたはその他のモルガン・スタンレー・グループ会社の事業及び状態に影響を及ぼす要因は、当社の事業及び状態にも影響を及ぼす可能性があります。かかる影響は、例えば経済的要因または市場要因が当社またはその他のモルガン・スタンレー・グループ会社が事業を展開する市場に直接影響を及ぼす場合には直接的なものとなり、また、例えば何らかの要因が、他のモルガン・スタンレー・グループ会社が有する、当社に対してサービス、資金もしくは資本を提供する能力、または直接・間接に当社と取引をする能力に影響を及ぼす場合には間接的なものとなります。同様に、当社またはその他のモルガン・スタンレー・グループ会社の評判または地位に影響を及ぼす事象は、当社にも間接的に影響を及ぼす可能性があります。したがって、当社を評価する際には、かかる相互関係を考慮する必要があります。

保証は存在しないこと

当社が発行する有価証券は、モルガン・スタンレーによる保証の対象とはなりません。

リスクは、モルガン・スタンレー及び当社のいずれの事業活動にも内在し、当社より広範なモルガン・スタンレー・グループという枠の中で、当社によって管理されます。モルガン・スタンレー・グループは、その事業活動に伴う各種リスクを、定められた方針及び手続に従い、かつ個々のグループ法人を考慮しながら、グローバルに特定、評価、監視及び管理するべく努めています。当社が定めるリスク管理方針及び手続は、モルガン・スタンレー・グループの方針及び手続と一致しています。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

業績等の概要

(1) 業績

世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大で大きく落ち込んだものの、各国の政府・中央銀行は、大規模な財政拡大や金融緩和を打ち出し、短期間で世界経済は底打ちしました。2020年後半には、ワクチン開発や米国大統領選などに関する不確実性が残る中でも、中国と米国を中心に、世界経済は回復軌道に復しました。米国では、歴史的な低金利と企業業績回復への期待を背景に、年末にかけて主要株価指数が史上最高値を更新しました。2021年に入ると、一部の国・地域では変異株の感染拡大が成長の重石となっていますが、ワクチン接種の進展を背景に、世界経済は回復基調を維持しています。特に米国では、新政権の追加経済対策やワクチン接種の進展から、景気回復の勢いが増しており、物価は上昇傾向にあります。こうした中、米国長期金利が上昇したことで、一時的に株価が弱含む局面がありましたが、緩和的な金融環境や先行きの景気回復期待を背景に株価は持ち直しています。

わが国経済は、2020年春の全国的な緊急事態宣言の影響で個人消費が大幅に減少したほか、海外経済の悪化を受けて外需も弱含みました。政府は、特別定額給付金や雇用調整助成金の拡充、企業の資金繰り支援などを含む大規模な補正予算を編成し、日本銀行の資金繰り支援等の緩和強化と相俟って、失業率や倒産の急増を防ぎました。2020年後半からは、海外経済の回復や個人消費の持ち直しを受けて景気は回復軌道に復しました。2021年に入り、一部地域での感染再拡大と緊急事態宣言の影響から、一部業種では厳しい状況が続いていますが、全体として輸出や生産は増加、設備投資は持ち直しています。消費者物価は、前年比のマイナスが続いていますが、一時的要因を除く物価の基調は、需給ギャップ悪化の割に底堅く推移しています。日本銀行は、2021年3月に政策点検を行い、10年物国債金利の「ゼロ%程度」の範囲を上下0.25%に明確化しました。

第16期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当事業年度、当社は、営業利益は228億6千5百万円（前事業年度比29%減）、経常利益は230億7千2百万円（同29%減）、当期純利益は154億3千2百万円（同31%減）となりました。

(2) 損益の経過

受入手数料

委託手数料

株式にかかる委託手数料11億円（前事業年度比19%減）、債券にかかる委託手数料5百万円（同37%減）を計上し、合計で11億5百万円（同19%減）を計上しました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

株式部門での手数料の計上はありませんでしたが（前事業年度5千7百万円）、債券部門で2千8百万円（前事業年度比66%減）の手数を計上し、合計で2千8百万円（同80%減）を計上しました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

株式部門で33億1千9百万円（前事業年度比58%増）の募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料を計上しました。

その他の受入手数料

その他の受入手数料として、主に株式関連業務401億5千万円（前事業年度比0%増）、債券関連業務330億7千1百万円（同4%減）を含む773億7百万円（同1%減）を計上しました。

以上により合計で817億6千1百万円（同0%増）の受入手数を計上しました。

トレーディング損益

株券等トレーディングでは90億4千8百万円の利益（前事業年度147億4千4百万円の利益）を、債券等トレーディングでは14億9千8百万円の利益（同73億3千4百万円の利益）を、その他のトレーディングでは5千7百万円の利益（同8千4百万円の損失）を計上し、合計で106億4百万円の利益（同219億9千4百万円の利益）を計上しました。

金融収支

金融収益は有価証券貸借取引収益31億7千7百万円（前事業年度比77%減）、トレーディング商品等から生じる受取配当金22億9百万円（同31億7千2百万円増）を主として、40億7千1百万円（同68%減）を、金融費用は有価証券貸借取引費用76億3千4百万円（同44%減）、支払利息39億2千7百万円（同10%増）を主として、89億7千5百万円（同64%減）を計上し、金融収益から金融費用を差し引いた金融収支は49億4百万円の損失（前事業年度120億1千3百万円の損失）となりました。

営業投資有価証券関連損益

営業投資有価証券関連損益の計上はありませんでした（前事業年度6百万円の利益）。

販売費・一般管理費

人件費265億4千3百万円（前事業年度比23%増）、グループ会社間における配賦費用232億1千万円（同4%増）、取引関係費76億4千5百万円（同5%減）等、合計で645億9千6百万円（同9%増）を計上しました。

営業外損益

営業外収益は2億7百万円（前事業年度3千7百万円）を計上し、営業外費用は0百万円（同0百万円）を計上しました。

なお、当社の報告セグメントは、「法人・機関投資家向け証券業務」という単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 財政状態

資産の部

流動資産は5兆6,747億3千3百万円（前事業年度末比1%減）となりました。これは主にトレーディング商品の増加及び有価証券担保貸付金の減少によるものです。

固定資産は55億9千6百万円（同10%減）となりました。

以上の結果、当事業年度末の総資産は5兆6,803億3千万円（同1%減）となりました。

負債の部

流動負債は5兆1,259億1千1百万円（前事業年度末比1%減）となりました。これは主に有価証券担保借入金の減少、トレーディング商品の増加及び関係会社短期借入金の増加によるものです。

固定負債は3,591億3千2百万円（同1%減）となりました。これは主に長期借入金の減少によるものです。

特別法上の準備金は、当事業年度における追加計上はありません。

以上の結果、当事業年度末の負債合計は5兆4,954億9千8百万円（同1%減）となりました。

純資産の部

純資産は1,848億3千2百万円（前事業年度末比4%増）となりました。これは主に剰余金の配当による利益剰余金の減少、当期純利益による利益剰余金の増加によるものです。

(4) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末の現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末残高より808億1百万円減少し、2,826億2千1百万円となりました。各区分のキャッシュ・フローの状況の内訳は、以下のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動による収入は、税引前当期純利益230億7千2百万円、約定見返勘定の減少721億4千4百万円、顧客分別金信託の減少101億4千4百万円、立替金及び預り金の減少21億2千4百万円等がありました。

一方営業活動による支出は、トレーディング商品の増加2,998億6千7百万円、有価証券担保貸付金及び有価証券担保借入金の増加2,091億4千9百万円、短期差入保証金の増加805億3千5百万円等がありました。

これにより営業活動によるキャッシュ・フローは、5,608億2千5百万円の支出（前事業年度は3,693億3千6百万円の収入）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動による支出は短期貸付金の減少による収入489億9千7百万円がありました。

これにより投資活動によるキャッシュ・フローは、489億9千7百万円の収入（前事業年度は490億1百万円の支出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動による収入は、関係会社短期借入金の増加による収入4,414億1千9百万円、長期借入れによる収入75億円等がありました。一方財務活動による支出は、長期借入金の返済による支出155億円、配当金の支払いによる支出86億3千7百万円等がありました。

これにより、財務活動によるキャッシュ・フローは、4,282億4千1百万円の収入（前事業年度は1,647億5千3百万円の支出）となりました。

- (5) 特定金融会社等の開示に関する内閣府令（1999年5月19日 大蔵省第57号）に基づく貸付金の状況
 当社の貸付金の状況は次のとおりです。なお、当事業年度末において営業貸付金の残高はありません。

貸付金の種別残高内容

2021年3月31日現在、営業貸付金残高はありません。

資金調達内容

2021年3月31日現在

借入先等	残高（百万円）	平均調達金利（％）
金融機関等からの借入	679,829	0.94
社債	132,410	1.21
合計	812,239	0.99
自己資本	184,832	
資本金・出資額	62,149	

業種別貸付金残高内訳

2021年3月31日現在、営業貸付金残高はありません。

担保別貸付金残高内訳

2021年3月31日現在、営業貸付金残高はありません。

期間別貸付金残高内訳

2021年3月31日現在、営業貸付金残高はありません。

- (6) 生産、受注及び販売の実績

当社の取引形態は一般的な製造業等における「生産」や「受注」といった概念が存在しないため記載しておりません。また当事業年度における販売実績がないため記載しておりません。

(7) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討状況は次のとおりです。なお文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものです。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

財政状態の分析については、「第2「事業の状況」 3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」 業績等の概要 (3) 財政状態」に記載しております。

決算期 (単位：百万円)	2019年3月期		2020年3月期		2021年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
純営業収益	91,113	100%	91,531	100%	87,462	100%
受入手数料	90,227	99%	81,544	89%	81,761	93%
トレーディング損益	7,569	8%	21,994	24%	10,604	12%
金融収支	6,689	7%	12,013	13%	4,904	6%
その他	5	0%	6	0%	-	0%

受入手数料は、その他の受入手数料に係るグループ会社間における移転価格手数料736億3千8百万円（前事業年度比1%増）、受託業務31億5千3百万円（同11%減）が主な内容です。

トレーディング損益は株券等トレーディングにおいて、商品有価証券に係る実現損益635億3千9百万円の損失（前事業年度490億5千6百万円の利益）、評価損益265億7千万円の損失（同305億9百万円の損失）、デリバティブ取引に係る実現損益1,188億2千4百万円の利益（同53億9千1百万円の損失）、評価損益196億6千6百万円の損失（同15億8千9百万円の利益）を計上しました。債券等トレーディングにおいて、商品有価証券に係る実現損益426億7千9百万円の損失（同113億5千1百万円の利益）、評価損益448億1千5百万円の利益（同14億1千7百万円の損失）、デリバティブ取引に係る実現損益3億5千9百万円の損失（同27億6千6百万円の損失）、評価損益2億7千8百万円の損失（同1億6千6百万円の利益）を計上しました。

またその他のトレーディング損益では実現損益247億3千3百万円の利益（同162億7千万円の利益）、評価損益246億7千5百万円の損失（同163億5千5百万円の損失）を計上しました。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済環境の下にあっても、当社の業績は堅調に推移しております。また、今後の広がり方や収束時期等が不透明な状況ではありますが、当社のビジネスモデルは、長期的な経営環境の機会と課題の特徴に対応可能な安定したものであると考えています。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2「事業の状況」 3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」 業績等の概要 (4) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

流動性及び資本の源泉

当社は内部の管理枠組み・手続き、導入済み及び今後導入される規制基準への継続的な遵守を通じて、流動性及び資本を管理しております。

流動性及び資金調達管理

流動性リスク管理の枠組み

当社の流動性リスク管理ポリシー及び手続はモルガン・スタンレー・グループのものとの整合的なものとなっております。当社取締役会は流動性リスクにおける許容範囲を定め、流動性リスクが適切に管理される事に最終的な責任を負っています。

当社の流動性・資金調達リスク管理枠組みにおける主要な目標は、様々な市場の状態及び時間軸において当社が十分な資金繰りが実行できることです。当該枠組みは、当社が財務的な債務の履行、業務戦略執行のサポート、及び予期しないストレスイベントに耐えるように設計されています。

次の原則が流動性及び資金繰りリスク管理枠組みの指針となっております。

- ・満期を迎える負債並びにその他の計画された、または緊急の資金流出に対して十分な流動資産が確保されていること。
- ・短期資金調達資への依存度を限定的とした上で、資産・負債の期日管理は整合的であること。
- ・資金調達源泉・取引相手・通貨・地域及び資金調達条件は分散されていること。
- ・流動性ストレステストは資金調達源泉へのアクセスが限定的となる期間を想定し説明可能となっていること。

資本管理

当社は財務的な強みの重要な源泉が資本にあると考えております。既定のポリシー・手続きに則り、また、現地規制要件を充足するかたちで当社は資本管理を行い、モニタリングしております。

モルガン・スタンレー・グループの資本管理ポリシーと平仄を取り、特にビジネスの機会・リスク・資本入手可能性・リターンに基づき、内部資本ポリシー・規制要件・格付け会社ガイドラインに則り当社は資本ポジションを管理しております。それゆえ、将来において当社はビジネスの絶えず変化し続けている要求に応じて資本ベースを調整する可能性があります。

当社全体としての十分な資本レベルは、ゴーイング・コンサーンとしての業務継続能力によって決定され、また全ての規制資本要件の充足を担保するものとなっております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

- ・財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。
- ・ここで、市場価格がない金融商品の時価評価に用いる評価技術は、市場で観察不能なパラメーターに基づくため見積りや仮定を含む判断を要します。そのような金融商品の時価は、市場から入手可能なデータに基づく評価技術に、適切なパラメーターを適用して決定します。観察不能なパラメーターには合理的に可能な代替的な数値も存在します。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大が市場の動向に影響を及ぼしましたが、当事業年度末時点の実際の市場の状況に基づきパラメーターを適切に決定しております。
- ・当該見積りや仮定の判断の妥当性を確保するために、同上「(金融商品関係) 1. 金融商品の状況に関する事項 金融商品に係る主たるリスク管理体制 (マーケット・リスク ロ)」に記載のとおり、ファイナンス部は、独自に入手した外部の情報端末(ロイター・テレレート等)の価格等をもとに、管理システムに記録された価格の整合性を確認し、約定日ベースかつ時価評価により損益の計算を日々行い、トレーダー及び各デスク管理者、管理責任者へと報告しております。具体的には、下記の時価検証プロセスを導入しております。

時価検証プロセス

当社の時価評価方針、プロセス及び手続きについて責任を負う部署はファイナンス本部内のバリュエーション・コントロール(VC)です。

VCは営業部門から独立し、当社の金融商品の時価評価について最終決定権限を有するファイナンス本部に属する部署です。VCは時価検証プロセスを導入し、評価モデルに基づくものを含む、時価で測定される当社の金融商品の時価の妥当性を検証します。

モデル・レビュー：VCはリスク管理本部に属するモデル・リスク・マネジメント(MRM)とともに、評価モデルの理論的健全性、評価手法の妥当性、及び営業部門が開発し観察可能なインプットを用いるキャリブレーション手法を独立してレビューします。モデルへのインプットが観察不能である場合、VCは提案された評価方法の妥当性をレビューし、市場参加者が観察不能なインプットを用いる場合の評価方法と首尾一貫しているかを決定します。観察可能なインプットがない場合に用いる評価手法には各種補外法及び類似の観察可能なインプットの使用が含まれます。レビューにおいて、VCは評価手法を開発し、営業部門の評価モデルによって計算された時価を独立して検証します。当社は一般に、モデル導入当初、及びその後定期的に時価とモデルをレビューします。

独立時価検証：営業部門は、承認されたモデルと評価方法に基づいて時価を決定する責任を負います。一般に月次で、VCは独立して、評価モデルを用いて決定された金融商品の時価を検証

します。その際に、V Cは営業部門が用いたインプットの妥当性を検証し、上記のモデル・レビューにおいて承認済みの、文書化された評価方針への準拠性をテストします。当該独立時価検証と、営業部門が計算した時価に対してV Cが行った調整の結果は、トレーダー及び各デスク管理者、管理責任者に定期的に報告されます。V Cは直近に行われた取引、その他の観察可能な市場データ、例えば取引所のデータ、ブローカー/ディーラーから得るデータ、第三者ベンダーからのデータ、及びアグリゲーション・サービス業者からのデータなどを用いて、評価モデルに基づく金融商品の独立時価検証を行います。V Cは外部データソース及びその評価手法について、当該外部業者が第三者時価情報源に対して期待される最低限の基準を満たしているかを評価します。承認された外部業者から提供を受ける時価データは数多くの手法によって評価されます。例えば、外部業者から得た時価と実際の取引における価格の比較、評価手法及び外部業者が時価算定に用いた前提条件の分析、外部業者が提供する時価（または外部業者が入手した時価）に基づく取引が、市場でどの程度活発であるかを評価します。その結果、V Cは観察可能な市場データのランキングを作成し、最上位に位置するデータソースを使用して、営業部門による金融商品時価評価額を検証します。特定の新規かつ重要な取引について、V Cはモデル及び評価手法をレビューします。当初計上される取引の時価については、ファイナンス本部とMRMの両方が承認を行います。

市場で観察不能なインプットが時価評価に重要な影響を与える取引：

V Cは営業部門の評価技法について、市場参加者が使用するものと首尾一貫しているかどうかをレビューします。

4 【経営上の重要な契約等】

2010年5月1日付けで、モルガン・スタンレー及びMUF Gは日本における証券業務を統合し、当社（従前の商号はモルガン・スタンレー証券株式会社（「MSJS」））及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（従前の商号は三菱UFJ証券株式会社（「MUS」）。「MUMSS」。当社と総称して「本合弁事業」という。）の2社に対する共同出資を通じた合弁事業を開始しました。これに先駆け、2010年3月30日付けで、モルガン・スタンレー、MUF G及びMSJSの間でMSMS Shareholders Agreementを締結しております。合弁事業を行うに当たり、MSJSのインベストメント・バンキング部門はMUSのインベストメント・バンキング部門に統合されています。MUF Gは、日本でMUSが行っていた投資銀行業務、ホールセール業務及び個人向け証券業務をMUMSSに拠出しました。当社は、日本で行っていた販売・トレーディング業務及びキャピタル・マーケット業務を継続しています。モルガン・スタンレーは本合弁事業に対する経済的出資持分比率の40%を、MUF Gは本合弁事業に対する経済的出資持分比率の60%を所有しています。MUMSSに対するモルガン・スタンレー及びMUF Gの議決権はそれぞれ40%と60%ですが、モルガン・スタンレー及びMUF Gが当社に対して有する議決権は、それぞれ51%及び49%です。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は以下のとおりです。

事業所名	所在地	建物 帳簿価額 (百万円)	土地		合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (人)	摘要 (注)
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)			
本社	東京都千代田区	-	-	-	-	705	賃貸

(注) 1 当事業年度における上記物件にかかる不動産関係費は、2,811百万円です。

2 従業員数につきましては、使用人兼務役員5名及び契約社員7名を含んでおりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
W種類株式	199,900
X種類株式	49
Y種類株式	51
Z種類株式	200,000
計	400,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在株式数 (株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
W種類株式	99,900	99,900	非上場	(注)
X種類株式	49	49	非上場	(注)
Y種類株式	51	51	非上場	(注)
計	100,000	100,000	-	-

(注) 1 当社の株式を譲渡または譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

2 各種類株式の概要については、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 種類株式の概要」をご参照ください。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2011年11月29日(注)	-	100,000	64,000	62,149	16,000	16,849

(注) その他資本剰余金振替のための減資です。

(5) 【所有者別状況】

W種類株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	2	2	-
所有株式数(単元)	-	-	-	-	-	-	99,900	99,900	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	100	100	-

(注) 自己株式11,430株は、「個人その他」に記載しております。

X種類株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	1	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	-	-	-	49	49	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	100	100	-

Y種類株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	51	-	-	-	51	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100	-	-	-	100	-

(6) 【大株主の状況】
所有株式数別

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
MMパートナーシップ	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	88,519	99.94
モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウスタワー	51	0.05
計	-	88,570	100.00

- (注) 1 上記のほか、当社所有の自己株式11,430株があります。
2 小数点第3位以下は切り捨てとしております。

所有議決権数別

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウスタワー	51	51
MMパートナーシップ	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	49	49
計	-	100	100

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	W種類株式 99,900	-	(注1)
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	X種類株式 49 Y種類株式 51	X種類株式 49 Y種類株式 51	(注2)
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	100,000	-	-
総株主の議決権	-	100	-

(注)1 「無議決権株式」には、当社保有の自己株式11,430株が含まれております。また、W種類株式の内容は「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 種類株式の概要」に記載しております。

2 X種類株式及びY種類株式の内容は「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 種類株式の概要」に記載しております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
モルガン・スタンレー MUF G証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目9番7号大手町 フィナンシャルシティ サウスタワー	11,430	-	11,430	11.43
計	-	11,430	-	11,430	11.43

(注) 上記は、無議決権株式の区分におけるW種類株式に含まれます。

2【自己株式の取得等の状況】

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移 転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	11,430	-	11,430	-

3 【配当政策】

当社は、利益処分につきましては、自己資本規制比率等、第一種金融商品取引業者としての業務を行う上での重要な指標を考慮しつつ、ジョイント・ベンチャーとして今後の事業展開等を総合的に勘案し、必要なりスク量に応じた中核自己資本を確保した上で、剰余金の配当を行う方針です。また、当社は、毎事業年度における配当の回数については、会社法第454条第5項の規定による中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2020年12月15日 取締役会決議	3,105	35,080
2021年6月29日 株主総会決議	4,617	52,165

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

<機関の内容>

当社は、法令及び規制並びに定款の遵守に関する問題が、当社の取締役会あるいは下記の関連するコミッティー若しくはサブ・コミッティーまたは内部管理統括責任者に報告されるよう、組織体制を整備しています。

A．マネジメント・コミッティー

当社のマネジメント・コミッティーは、取締役会からの委任に基づき、当社の業務及び運営に関する検討及びモニタリングを行い、また、必要に応じ、これらに関するポリシーその他の行為について決定を行う職責を負います。マネジメント・コミッティーは、当社の代表取締役社長兼CEO及び上級役職員（営業部門の責任者、社長室長、ファイナンス本部長、リスク管理本部長、法務・コンプライアンス本部長等）を含むメンバーにより構成されます。マネジメント・コミッティーは、下記のサブ・コミッティー、及び、随時設立されるその他のサブ・コミッティーに対し、所定の職責を委任しております。

B．マネジメント・コミッティーのサブ・コミッティー

- ・コンプライアンス・アンド・オペレーショナル・リスク・コミッティー
- ・金融リスク管理委員会
- ・インフラストラクチャー・オーバーサイト・コミッティー
- ・フランチャイズ・コミッティー
- ・テクノロジー・コミッティー
- ・コンダクト・リスク・コミッティー

C．内部管理部門

当社の内部管理統括責任者は、コンプライアンス本部長であり、内部管理部門の責任者及び各営業部門のシニア・リスク・オフィサーは、内部管理統括責任者に対して、重要案件を報告しています。内部管理部門、内部管理責任者及び内部管理統括責任者は、営業部門から独立しております。当社の主な内部管理部門は、以下のとおりです。

- ・法務・コンプライアンス本部
- ・ファイナンス本部（主計部、財務部及び税務部）
- ・リスク管理本部（マーケットリスク管理部、クレジットリスク管理部、オペレーショナルリスク管理部及びリクイディティリスク管理部）
- ・内部監査部
- ・広報部

なお、法務・コンプライアンス本部内のコンプライアンス・テストング・チームが、個別の業務について、規制上の潜在的な問題点の検討を行い、研修の必要性や手続きの改善策等を特定するために、主要なポリシーの遵守状況及びリスクを検証しております。

< 内部統制システムの整備の状況 >

当社は、モルガン・スタンレーの連結子会社であり、モルガン・スタンレー・グループに適用されるグローバル・ポリシー及び手続きを指針とするものの、当社の取締役会並びに取締役会により授権されたコミッティー及び上級役員に帰属する決定権限に常に服します。

当社の内部統制システムは、取締役会により、「業務の適正を確保するための体制」として決議されており、主に以下の体制を定めております。

- ・ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 上記の使用人の取締役からの独立性及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手續等に係る方針に関する事項
- ・ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

責任限定契約内容の概要

会社法第427条第1項及び定款の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、法令が規定する最高責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

取締役会で決議できることとした株主総会決議事項

< 取締役及び監査役責任免除 >

当社は、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）が、萎縮することなく業務を執行することを可能とするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

< 中間配当の決定機関 >

当社は、機動的な株主への利益還元や資本政策を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、種類株主X及び種類株主Yは、それぞれX種株主総会及びY種株主総会において、取締役をそれぞれ4名及び6名まで選任することができる旨を定款に定めております。

また、各種類株主総会において選任された取締役の解任は、法令に別段の定めがある場合を除き、当該種類株主総会の決議により行う旨を定款に定めております。

リスク管理体制整備の状況

当社は、モルガン・スタンレーが定めるリスク管理の基本原則に基づき、リスク管理規程を定め、適切なリスク管理に努めております。

当社においては、営業部門から独立した形で、リスク管理本部のもと、マーケット・リスク管理、クレジット・リスク管理、オペレーショナル・リスク管理、リクイディティ・リスク管理及びモデル・リスク管理が運営されています。

さらに包括的なリスク管理の運営のため、各種委員会（金融リスク管理委員会、コンプライアンス・アンド・オペレーショナル・リスク・コミッティー、フランチャイズ・コミッティー、インフラストラクチャー・オーバーサイト・コミッティー、テクノロジー・コミッティー、コンダクト・リスク・コミッティー）がマネジメント・コミッティーのもと設置されています。

役員報酬の内容

取締役について該当事項はありません。なお、取締役それぞれの雇用会社より別途従業員給与の支払があります。監査役に対する報酬は年間1千3百万円を支払っております。

種類株式の概要

<種類株式Wの内容>

（議決権）

1. 種類株式Wは、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。
2. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、種類株式Wの種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

（剰余金配当請求権）

種類株式W一株当たりの剰余金の配当または中間配当の額は、種類株式X一株当たりの剰余金の配当または中間配当の額と同額とし、配当の順位は同順位とします。

<種類株式Xの内容>

（議決権）

種類株式Xは、株主総会において、一株につき一個の議決権を有します。

（剰余金配当請求権）

種類株式X一株当たりの剰余金の配当または中間配当の額は、種類株式W一株当たりの剰余金の配当または中間配当の額と同額とし、配当の順位は同順位とします。

（取締役の選解任権）

種類株式Xの株主（以下「種類株主X」という。）は、種類株主Xを構成員とする種類株主総会（以下「種類株主総会」という。）において、取締役を4名まで選任することができます。X種類株主総会において選任された取締役の解任は、法令に別段の定めがある場合を除き、X種類株主総会の決議により行います。

（拒否権）

1. 次の各号に掲げる事項は、法令、本定款または取締役会規則に従い必要とされる株主総会または取締役会の決議のほか、X種類株主総会の決議を要するものとします。

(1) 定款または取締役会規則の改定、変更または廃止

(2) 発行可能株式総数の変更、株式分割、株式併合、株式等（株式その他の持分（名称及び議決権の有無を問いません。）または新株予約権、オプション、ワラントその他の株式その他の持分への転換若しくは交換が可能な、若しくはそれらの取得権が付された、有価証券もしくは権利をいいます。以下同じ）の発行（自己株式の処分を含みます。）

(3) 合併、会社分割、株式交換、株式移転その他他の会社等との経営統合

(4) 重要な組合契約、合弁契約、業務提携契約、損益共通契約またはマネジメント契約の締結、変更、更新または解約

(5) 他の会社等の事業の全部若しくは重要な一部または株式その他の持分の取得、賃貸または処分（単一の取引によるか複数の取引によるかを問いません。ただし、通常業務の範囲内で行われる場合を除きます。）

(6) 解散または特別清算、破産手続、民事再生手続、会社更生手続その他の倒産法に基づく手続の申立て、または、第三者による申立てへの同意

(7) 当社子会社による第2号（当社の完全子会社が当社または当社の他の完全子会社に対して株式等を発行する場合を除きます。）から第6号までに掲げる行為を当該子会社の株主総会での議決権行使その他の方法により承認することの決定

2. 前項において「子会社」とは、ある者（法人、組合、有限責任会社、社団（法人格の有無は問いません。）、信託その他の法人、組織等を含みます。以下同じ）に関し、その時点において通常の状況で、

取締役の選任に際して議決権を行使できる発行済株式の少なくとも過半数の議決権が、直接または間接に、その者により、その者及びその者の一若しくは二以上の子会社によりまたはその者の一若しくは二以上の子会社により所有されている法人、その他の者（法人を除きます。）で、その時点において通常の状態、少なくとも過半数の議決権持分が直接または間接に、その者により、その者及びその者の一若しくは二以上の子会社によりまたはその者の一若しくは二以上の子会社により所有または支配されている者、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（1963年大蔵省令第59号、その後の修正を含みます。）第8条第3項において子会社とされる事業体、または米国1956年銀行持株会社法及びその下位規則において子会社とされる事業体を意味し、「完全子会社」とは、ある者またはその者の他の完全子会社のみが自己資本（株式、組合持分、出資証券またはその他の単位であるかを問いません。）を保有する者を意味します。

< 種類株式 Y の内容 >

（議決権）

1. 種類株式 Y は、株主総会において、一株につき一個の議決権を有します。
2. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、種類株式 Y の種類株主（以下「種類株主 Y」という。）を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

（剰余金配当請求権）

種類株式 Y は、剰余金の配当及び中間配当金の配当を受ける権利を有しません。

（取締役の選解任権）

種類株主 Y は、種類株主 Y を構成員とする種類株主総会（以下「Y 種株主総会」という。）において、取締役を6名まで選任することができます。Y 種株主総会において選任された取締役の解任は、法令に別段の定めがある場合を除き、Y 種株主総会の決議により行います。

< 種類株式 Z の内容 >

（議決権）

1. 種類株式 Z は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。
2. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、種類株式 Z の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

（剰余金配当請求権）

種類株式 Z は、剰余金の配当及び中間配当金の配当を受ける権利を有しません。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性1名(役員のうち女性の比率9%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会会長	内田 和人	1960年7月12日	1985年4月 株式会社三菱銀行入行 1996年4月 株式会社東京三菱銀行 2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現: 株式会社三菱UFJ銀行) 円貨資金証券部 次長(ALM・円資金担当) 2007年8月 同 企画部経済調査室長 兼 企業調査部長(特命担当) 2011年6月 同 執行役員 円貨資金証券部長 2014年5月 同 執行役員 融資企画部長 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 投融資企画部長 2015年7月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 融資企画部長 2016年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行 常務執行役員 市場部門副部門長 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 市場事業担当 2017年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行 常務執行役員 市場部門長 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員 市場事業本部副本部長 2017年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行 取締役常務執行役員 市場部門長 MUFG Securities Americas Inc. 取締役(現職) 2018年4月 株式会社三菱UFJ銀行 取締役常務執行役員 市場部門長 2019年4月 同 取締役常務執行役員 2019年6月 同 顧問(現職) 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 顧問(現職) 当社 取締役会会長(現職) 2019年7月 MUFG Union Bank, N.A. 取締役(現職) MUFG Americas Holdings Corporation 取締役(現職)	(注3)	-
代表取締役社長	田村 浩四郎	1966年5月7日	1989年1月 シティコープ・ヴィッカーズ証券会社 入社 1990年9月 ジェームス・ケペル証券会社 入社 1991年10月 パークレイズ(BZW)証券会社 入社 1996年11月 モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド 東京支店 入社 2008年4月 モルガン・スタンレー証券株式会社 取締役兼株式統括本部長 2010年4月 モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社 取締役 2010年5月 当社 取締役兼株式統括本部長 2019年4月 当社 代表取締役社長(現職) モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社 代表取締役社長(現職) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 取締役会長(現職)	(注3)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	前田 香織 (梅津 香織)	1975年1月16日	1997年4月 モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド 東京支店 入社 2011年4月 当社 ISGファイナンス部長 2015年5月 当社 ファイナンス本部副本部長 2017年3月 当社 ファイナンス本部長(現職) 2021年3月 当社 チーフ・ファイナンシャル・オフィサー (現職) 2021年4月 当社取締役(現職) モルガン・スタンレー・ホールディングス株式 会社取締役(現職) モルガン・スタンレー・グループ株式会社取締 役(現職) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会 社 取締役(現職)	(注4)	-
取締役	若松 剛	1967年8月20日	1991年4月 モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド 東京支店 入社 2005年5月 同社 投資銀行本部株式資本市場部 部長 2008年4月 モルガン・スタンレー証券株式会社 投資銀行 本部資本市場部 部長 2010年5月 当社 資本市場部 部長 2011年1月 当社 資本市場統括本部 本部長(現職) 2011年6月 当社 取締役(現職)	(注3)	-
取締役	デイビッド・ クラットワージー	1970年6月7日	1994年9月 メリルリンチ・インターナショナル 2004年8月 野村インターナショナル・ピーエルシー 2009年10月 インフィニティ・キャピタル・マーケッツ・リ ミテッド 2010年3月 モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド 2016年4月 モルガン・スタンレー・アジア・インターナ ショナル・リミテッド(現モルガン・スタン レー・バンク・アジア・リミテッド)取締役 2016年12月 当社へ出向 2019年4月 当社 取締役兼株式統括本部長(現職) モルガン・スタンレー・ホールディングス株式 会社 取締役(現職)	(注3)	-
取締役	ウィリアム・ ブルノギ	1959年10月13日	1988年3月 西・田中・高橋法律事務所入所 1991年2月 ワイルド・サブト法律事務所入所 2004年7月 モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド 東京支店 入社 2010年4月 モルガン・スタンレー・ビジネス・グループ株 式会社 取締役(現職) 2010年5月 当社 法務部長(現職) 2011年7月 モルガン・スタンレー・ホールディングス株式 会社 取締役(現職) 2019年9月 当社 取締役(現職)	(注3)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	ケン・マーナー	1971年1月24日	1993年7月 プライス・ウォーターハウス 入社 1996年8月 インベリアル・キャピタル 入社 1998年9月 Morgan Stanley & Co. LLC 入社 1998年12月 モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド 東京支店出向 2000年1月 モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッ ター・ジャパン・リミテッド 入社 2013年7月 当社 債券統括本部 クレジット・プロダクト 本部 共同部長 2014年7月 当社 債券統括本部 クレジット・プロダクト 本部長 2016年5月 Clearcreek, S.L.U. Director (現職) 2016年9月 当社 債券統括本部 金融商品開発部/証券化 商品部 共同部長 2017年4月 当社 債券統括本部 クレジット商品本部長 (現職) 2019年9月 ジパング住宅ローン株式会社 代表取締役(現 職) 2021年4月 当社 取締役兼債券統括本部長(現職) モルガン・スタンレー・ホールディングス株式 会社 取締役(現職)	(注4)	-
取締役	岩垂 廣親	1965年3月1日	1987年4月 株式会社東京銀行 入行 2011年5月 株式会社三菱東京U F J銀行(現:株式会社三 菱U F J銀行)東アジア金融市場部長 2014年6月 同行シニアフェロー 2017年7月 三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会 社 執行役員 2018年7月 三菱U F J証券ホールディングス株式会社 執 行役員 株式会社三菱U F Jフィナンシャル・グルー プ 執行役員 2020年4月 三菱U F J証券ホールディングス株式会社 常 務執行役員 三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会 社 常務執行役員 株式会社三菱U F Jフィナンシャル・グルー プ 常務執行役員(現職) 2020年6月 当社 取締役(現職) 三菱U F J証券ホールディングス株式会社 取 締役 常務執行役員(現職) 三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会 社 取締役 常務執行役員(現職)	(注3)	-
取締役	緒方 裕之	1965年9月10日	1990年4月 株式会社三菱銀行 入行 2011年4月 三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会 社 金融市場部長 2015年6月 同社 執行役員(現職) 2016年6月 三菱U F J証券ホールディングス株式会社 執 行役員(現職) 株式会社三菱U F Jフィナンシャル・グルー プ 執行役員(現職) 2017年12月 当社 取締役(現職)	(注3)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	米本 慎太郎	1966年5月28日	1990年4月 株式会社三和銀行 入行 2008年8月 三菱UFJ証券株式会社(現:三菱UFJ証券ホールディングス株式会社) クレジットソリューション部長 2016年6月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 ソリューション部特命部長 2017年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現:株式会社三菱UFJ銀行) フィナンシャルソリューション部部長(特命) 2020年4月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ ソリューション企画部副部長(特命担当)兼三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 O&D企画部副部長 2021年6月 当社 取締役(現職)	(注3)	-
監査役	猪鼻 孝夫	1949年11月27日	1974年9月 アーンスト・アンド・アーンスト東京事務所 入所 1981年8月 公認会計士登録 1988年5月 米国ニューヨーク州公認会計士登録 1996年7月 太田昭和監査法人 代表社員(現: EY新日本有限責任監査法人) 2008年4月 明治大学専門職大学院 教授 2010年7月 当社 監査役(現職)	(注5)	-
計					-

- (注) 1. 取締役 内田和人、岩垂廣親、緒方裕之及び米本慎太郎は、社外取締役です。
2. 監査役 猪鼻孝夫は、社外監査役です。
3. 2021年6月29日から2022年3月期にかかる定時株主総会終結の時までです。
4. 2021年4月29日から2022年3月期にかかる定時株主総会終結の時までです。
5. 2018年6月28日から2022年3月期にかかる定時株主総会終結の時までです。
6. 取締役 田村浩四郎、前田香織(梅津香織)、若松剛、デイビッド・クラットワーシー、ウィリアム・ブルノギ及びケン・マーナーはY種種類株主総会にて、取締役 内田和人、岩垂廣親、緒方裕之及び米本慎太郎はX種種類株主総会にて選任された取締役です。

社外役員の状況

当社と社外取締役及び社外監査役との間には、記載すべき利害関係はありません。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社には1名の監査役があり、監査役は、取締役会及びコンプライアンス・アンド・オペレーショナル・リスク・コミッティーに出席するとともに、マネジメント・コミッティー及びそのサブ・コミッティーの会議に出席することが認められています。監査役は、取締役等から事業の報告を受けるとともに、取締役会の議事録等の重要書類の閲覧、内部監査部や会計監査人から報告等を受けることにより、取締役の職務執行を監査しております。また監査役は、公認会計士及び米国ニューヨーク州公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度においては、コンプライアンスの体制整備及びその実効性について重点的に監査を行いました。

内部監査の状況

内部監査部は、独立的な立場で当社のリスク管理過程の継続的な改善を促進する他、当社の業務リスクを認識・評価し、内部統制機構の適切性と有効性を判断します。内部監査部は、監査計画、重要な監査指摘事項等をマネジメント・コミッティー及びそのサブ・コミッティーに報告しており、監査指摘事項は、各部門のマネジメントが改善遂行の責任を負い、内部監査部は定期的に進捗状況をフォローアップしています。また、内部監査部は、定期的に取り締役会にも報告しております。2021年3月末現在における内部監査部の人員は、10名となっております。

当社では、内部監査部、監査役及び会計監査人は、有効に監査を行うため、必要に応じて意見・情報交換を行い、相互に連携強化に努めております。

会計監査の状況

A．監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

B．継続監査期間

15年間

C．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 小野 大樹

D．監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者	人数
公認会計士	5名
会計士試験合格者等	7名
その他	13名
合計	25名

E．監査法人の選定方針と理由

当社は会計監査人としての監査法人の選定に当たり、グローバルにビジネスを展開するモルガン・スタンレー・グループ並びに当社にとって、効果的・効率的な一体化した監査サービスを受けることができる監査法人を選定しています。その観点から、有限責任監査法人トーマツは当社の最終親会社であるモルガン・スタンレーの独立監査人であるDeloitteのネットワーク・ファームであること及びトーマツの当社担当チームの当社のビジネスについての理解、証券業界についての一般的専門知識等を評価し、当社の会計監査人として選任しています。なお、監査役は、会計監査人としての監査法人の監査活動の適切性、妥当性を評価し、当該監査法人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査法人を会計監査人から解任します。

F．監査役による監査法人の評価

監査役は、経営執行部門から会計監査人としての監査法人の活動実態について報告聴取するほか、自ら事業年度を通して、会計監査人から会計監査についての報告聴取を行い、会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているか評価します。

監査報酬の内容等

A．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	71	31	71	32
計	71	31	71	32

（注） 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

（前事業年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、顧客資産の分別管理の保証業務、財務諸表の翻訳等の助言・指導業務です。

（当事業年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、顧客資産の分別管理の保証業務、財務諸表の翻訳等の助言・指導業務です。

B．監査公認会計士等と同一のネットワーク・ファームに対する報酬（A．を除く）

（前事業年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

該当事項はありません。

C．その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前事業年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

該当事項はありません。

D．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等の報酬につきましては、規模、監査に要する人員及び監査日数等を総合的に勘案した上で決定しております。

E．監査役が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役は、会計監査人より提出のあった「監査計画概要説明」の妥当性や適切性を確認し、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条1項の同意を行っております。

（４）【役員の報酬等】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

なお、役員報酬の内容につきましては「４ コーポレート・ガバナンスの状況等（１）コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

（５）【株式の保有状況】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

第5【経理の状況】

1 財務諸表作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（1974年日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

なお、当事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（2018年6月8日内閣府令第29号）附則第2条ただし書きにより、改正後の財務諸表に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準の内容を適切に把握し、財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、適正な人員の確保、会計専門誌の購読に加え、専門的情報を有する団体等が主催する研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	363,423	282,621
預託金	17,166	7,032
顧客分別金信託	17,013	6,869
その他の預託金	153	163
トレーディング商品	1,208,434	1,716,571
商品有価証券等	1,720,433	1,236,757
デリバティブ取引	488,001	479,814
営業投資有価証券	0	0
約定見返勘定	25,858	-
信用取引資産	20,444	15,951
信用取引借証券担保金	4 20,444	4 15,951
有価証券担保貸付金	3,736,144	3,268,300
借入有価証券担保金	4 1,597,890	4 1,280,610
現先取引貸付金	4 2,138,254	4 1,987,689
立替金	3,491	19
顧客への立替金	3,411	19
その他の立替金	79	-
短期差入保証金	277,775	358,311
信用取引差入保証金	6,133	4,785
先物取引差入証拠金	7,876	2,560
その他の差入保証金	263,765	350,965
有価証券等引渡未了勘定	552	3,481
短期貸付金	48,997	-
その他の貸付金	48,997	-
前払費用	700	1,232
未収入金	656	655
未収収益	5 20,120	5 20,553
その他の流動資産	42	2
流動資産計	5,723,808	5,674,733
固定資産		
有形固定資産	116	116
器具備品	116	116
投資その他の資産	6,077	5,479
投資有価証券	413	413
長期差入保証金	516	471
繰延税金資産	5,136	4,584
その他	10	10
固定資産計	6,194	5,596
資産合計	5,730,002	5,680,330

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	1,384,236	1,592,506
商品有価証券等	1,959,050	1,131,051
デリバティブ取引	425,185	461,454
約定見返勘定	-	46,285
信用取引負債	14,433	11,044
信用取引貸証券受入金	3,14,433	3,11,044
有価証券担保借入金	3,531,611	2,854,617
有価証券貸借取引受入金	3,962,060	3,803,070
現先取引借入金	3,52,569,550	3,52,051,546
預り金	3,276	1,928
顧客からの預り金	6,2,754	6,1,108
その他の預り金	522	819
受入保証金	207,600	141,382
信用取引受入保証金	2,897	2,950
先物取引受入証拠金	-	0
その他の受入保証金	204,703	138,430
有価証券等受入未了勘定	936	3,821
受取差金勘定	779	59
先物取引差金勘定	779	59
短期借入金	2,540	-
関係会社短期借入金	5,11,949	5,453,529
未払金	318	31
未払費用	5,17,741	5,17,672
未払法人税等	5,191	3,030
その他の流動負債	36	2
流動負債計	5,178,652	5,125,911
固定負債		
社債	128,410	132,410
長期借入金	144,300	136,300
関係会社長期借入金	5,790,000	5,790,000
その他の固定負債	148	422
固定負債計	362,858	359,132
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	8,10,454	8,10,454
特別法上の準備金計	10,454	10,454
負債合計	5,551,965	5,495,498
純資産の部		
株主資本		
資本金	62,149	62,149
資本剰余金	96,849	96,849
資本準備金	16,849	16,849
その他資本剰余金	80,000	80,000
利益剰余金	55,042	61,837
その他利益剰余金	55,042	61,837
繰越利益剰余金	55,042	61,837
自己株式	36,004	36,004
株主資本合計	178,037	184,832
純資産合計	178,037	184,832
負債・純資産合計	5,730,002	5,680,330

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
受入手数料	81,544	81,761
委託手数料	1,363	1,105
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘 等の手数料	140	28
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等 の取扱手数料	2,104	3,319
その他の受入手数料	1, 3 77,936	1, 3 77,307
トレーディング損益	21,994	10,604
株券等トレーディング損益	14,744	9,048
債券等トレーディング損益	7,334	1,498
その他のトレーディング損益	84	57
金融収益	12,857	4,071
営業投資有価証券関連損益	6	-
営業収益計	116,402	96,437
金融費用	1 24,871	1 8,975
純営業収益	91,531	87,462
販売費・一般管理費		
取引関係費	8,011	7,645
人件費	1, 2 21,569	1, 2 26,543
不動産関係費	2,929	2,891
事務費	99	52
租税公課	2,357	2,281
グループ会社間における配賦費用	1 22,291	1 23,210
その他	1,883	1,971
販売費・一般管理費計	59,142	64,596
営業利益	32,388	22,865
営業外収益		
為替差益	3	207
その他	33	0
営業外収益計	37	207
営業外費用		
その他	0	0
営業外費用計	0	0
経常利益	32,425	23,072
税引前当期純利益	32,425	23,072
法人税、住民税及び事業税	10,611	7,087
法人税等調整額	615	552
法人税等合計	9,996	7,639
当期純利益	22,428	15,432

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	62,149	16,849	80,000	96,849	54,821	54,821
当期変動額						
剰余金の配当					22,207	22,207
当期純利益					22,428	22,428
当期変動額合計	-	-	-	-	221	221
当期末残高	62,149	16,849	80,000	96,849	55,042	55,042

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	36,004	177,815	177,815
当期変動額			
剰余金の配当		22,207	22,207
当期純利益		22,428	22,428
当期変動額合計	-	221	221
当期末残高	36,004	178,037	178,037

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	62,149	16,849	80,000	96,849	55,042	55,042
当期変動額						
剰余金の配当					8,637	8,637
当期純利益					15,432	15,432
当期変動額合計	-	-	-	-	6,794	6,794
当期末残高	62,149	16,849	80,000	96,849	61,837	61,837

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	36,004	178,037	178,037
当期変動額			
剰余金の配当		8,637	8,637
当期純利益		15,432	15,432
当期変動額合計	-	6,794	6,794
当期末残高	36,004	184,832	184,832

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	32,425	23,072
受取利息及び受取配当金	824	733
支払利息	3,578	3,927
為替差損益(は益)	1,346	2,624
顧客分別金信託の増減額(は増加)	9,753	10,144
トレーディング商品の増減額(は増加)	281,022	299,867
約定見返勘定の増減額(は増加)	149,878	72,144
信用取引資産及び信用取引負債の増減額(は増加)	19,549	1,103
有価証券担保貸付金及び有価証券担保借入金 の増減額(は増加)	264,016	209,149
立替金及び預り金の増減額(は増加)	4,277	2,124
短期差入保証金の増減額(は増加)	98,676	80,535
受入保証金の増減額(は減少)	42,762	66,218
支払差金勘定及び受取差金勘定の増減額 (は増加)	2,197	720
有価証券等引渡未了勘定及び有価証券等受入未了 勘定の増減額(は増加)	616	44
未収収益の増減額(は増加)	1,260	552
未払費用の増減額(は減少)	3,489	85
その他	449	555
小計	385,713	548,571
利息及び配当金の受取額	741	852
利息の支払額	3,519	3,911
法人税等の支払額	13,597	9,195
営業活動によるキャッシュ・フロー	369,336	560,825
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4	-
短期貸付金の純増減額(は増加)	48,997	48,997
投資活動によるキャッシュ・フロー	49,001	48,997
財務活動によるキャッシュ・フロー		
関係会社短期借入金の純増減額(は減少)	174,821	441,419
短期借入金の純増減額(は減少)	540	540
長期借入れによる収入	2 12,000	2 7,500
長期借入金の返済による支出	2 2,000	2 15,500
社債の発行による収入	22,120	4,100
社債の償還による支出	385	100
配当金の支払額	22,207	8,637
財務活動によるキャッシュ・フロー	164,753	428,241
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,114	2,784
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	156,695	80,801
現金及び現金同等物の期首残高	206,727	363,423
現金及び現金同等物の期末残高	1 363,423	1 282,621

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. トレーディングの目的及び範囲

当社が行うトレーディングは、自己の計算において、(イ)時価の変動又は市場間の格差等を利用して利益を得ること、及び(ロ)(イ)の目的で行う取引等により生じた損益を減少させることを目的としております。

当社が行うトレーディングの範囲は、トレーディング目的で行う有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引、外国通貨に係る取引、金融商品取引法第35条第2項及び第3項により届け出た業務に係る取引及び同条第4項の規定により承認を受けた業務に関わる取引、及びそれらに類似する取引です。

2. 有価証券及びデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については時価法を採用しております。

その他有価証券

イ) 時価のあるもの

移動平均法による時価法を採用しております。

取得価額との評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法により算定しております。

ロ) 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

3. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 特別法上の準備金及び引当金の計上基準

金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるために、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定める額を積み立てております。

出向者費用引当金

出向者費用の負担に備えるため、当期末における負担見込額を計上しております。

当期末には出向者引当金の残高はありません。

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

当期末には貸倒引当金の残高はありません。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金及び要求払預金、取得日から3ヶ月以内に満期日が到来する定期預金からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

資産に係る控除対象外の消費税及び地方消費税は発生事業年度の期間費用として処理しております。

デリバティブ取引の相殺表示

法的に有効なマスターネットリング契約を有する同一相手先に対するデリバティブ取引については、金融資産及び金融負債を相殺して表示しております。

重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日公表分）を適用しております。

（重要な会計上の見積り）

当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある項目における会計上の見積りには、「時価の算定に重要な影響を与える、市場で観察できないインプットを用いた金融商品の時価評価」が含まれ、当事業年度末における金融資産及び金融負債の相殺表示前の総額は以下のとおりです。

資産の部（トレーディング商品）

商品有価証券等 322百万円

デリバティブ取引 11,397百万円

負債の部（トレーディング商品）

商品有価証券等 0百万円

デリバティブ取引 11,484百万円

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法：

（重要な会計方針） 2. 有価証券及びデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 トレーディング商品に記載のとおり、トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については時価法を採用しております。（金融商品関係） 1. 金融商品の状況に関する事項 金融商品の時価等についての補足説明に記載のとおり、金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定：

市場価格がない金融商品の時価評価に用いる評価技術は、市場で観察できないインプットに基づくため見積りや仮定を含む判断を要します。そのような金融商品の時価は、市場から入手可能なデータに基づく評価技術に、適切なインプットを適用して決定します。観察不能なインプットには合理的に可能な代替的な数値も存在します。

3. 翌事業年度の財務諸表に与える影響：

これらの評価には一般的に不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化などにより金融商品の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来時価評価額が変動する可能性もあります。

(未適用の会計基準等)

1. 時価の算定に関する会計基準等

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンスを定めております(IASBにおいてはIFRS第13号、FASBにおいてはTopic820)。これらの国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるために、企業会計基準委員会において、時価の算定に関する会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされております。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定です。

当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響については、当財務諸表作成時点で評価中です。

2. 収益認識に関する会計基準等

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

概要

顧客との契約から生じる収益の額、契約資産と顧客との契約から生じた債権及び契約負債の表示方法を明確化する一方、IFRS第15号と同様の注記事項、及び重要な会計方針の開示を求めています。

適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定です。

当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響については、当財務諸表作成時点で評価中です。

(表示方法の変更)

当事業年度末より「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1. 商品有価証券等の内訳

資産の部

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
株式・ワラント	352,765百万円	575,004百万円
債券	366,637	659,903
受益証券	1,029	1,849
その他	0	0

負債の部

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
株式・ワラント	596,145百万円	504,679百万円
債券	353,271	623,101
受益証券	9,633	3,270

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

消費貸借取引により受け入れた有価証券914百万円を短期借入金の担保として差し入れております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

担保に係る債務

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期借入金	538百万円	- 百万円

3. 差し入れた有価証券等の時価額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
信用取引貸証券	12,560百万円	11,373百万円
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	940,443	804,951
現先取引で売却した有価証券	2,585,250	2,103,590
その他担保として差し入れた有価証券等	36,015	24,794

4. 受け入れた有価証券等の時価額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
信用取引借証券	20,105百万円	16,437百万円
消費貸借契約により借り入れた有価証券	1,578,688	1,313,153
現先取引で買い付けた有価証券	2,123,570	1,981,315
受入証拠金代用有価証券(再担保に供する旨の同意を得たものに限る)	28,683	34,909
受入保証金代用有価証券(再担保に供する旨の同意を得たものに限る)	16,394	12,721
その他担保として受け入れた有価証券で、自由処分権の付されたもの	112,916	81,168

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
未収収益	617百万円	1,538百万円
未払費用	66	268
現先取引借入金	509,992	241,421
関係会社短期借入金	11,949	453,529
関係会社長期借入金	90,000	90,000

6. 取締役に対する金銭債務

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
取締役に対する金銭債務	199百万円	31百万円

7. 劣後特約付借入金

関係会社長期借入金に含まれている「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年内閣府令第52条)第176条に定める劣後特約付借入金は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
関係会社長期借入金	90,000百万円	90,000百万円

8. 特別法上の準備金

金融商品取引法の規定に基づく準備金を計上しており、計上を規定した法令の条項は以下のとおりです。

金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5
金融商品取引業等に関する内閣府令(2007年内閣府令第52条)第175条

9. ローン・パーティシペーション

ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日)に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の当期末残高はありません。(前事業年度末残高は753億4千8百万円(7億米ドル))

10. コミットメントライン

貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度まで資金を貸し付けることを約する契約です。なお、貸出コミットメントに基づく融資について、当社はグループ会社及び第三者から同額のローン・パーティシペーションを受ける契約を当該グループ会社及び第三者と締結しております。

前期末における当該契約に係る融資未実行残高はございません。また、当該契約は早期解約により当期中に終了しております。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引

関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		
その他の受入手数料	7,449百万円	2,089百万円
金融費用	35	613
人件費	-	261
グループ会社間における配賦費用	517	611

2. 人件費の主な内容

人件費には主な項目として、グループ会社からの請求に基づく出向者人件費負担額である出向者負担金
が前事業年度において20,253百万円、当事業年度において24,695百万円含まれております。

そのうちモルガン・スタンレー・グループ株式会社からの請求に基づく出向者人件費負担額は、前事業
年度は19,807百万円、当事業年度は23,820百万円であり、それぞれの内訳は以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
従業員給料・報酬相当額	16,811百万円	21,202百万円
福利厚生費相当額	1,865	1,896
退職金・退職給付費用相当額	1,129	721

3. その他の受入手数料の主な内容

その他の受入手数料には主な項目として、グループ会社間における移転価格手数料が以下のとおり含ま
れております。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
グループ会社間における移転価格手数料	72,804百万円	73,638百万円

(注) 移転価格手数料とは、国外関連取引における受取手数料で、グローバルな税規制及びOECDガイドラインに
基づいたモルガン・スタンレーの移転価格ポリシーに従い独立企業間価格として算定されたものです。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首 (株)	増加(株)	減少(株)	前事業年度末(株)
種類株式W	99,900	-	-	99,900
種類株式X	49	-	-	49
種類株式Y	51	-	-	51

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度期首 (株)	増加(株)	減少(株)	前事業年度末(株)
種類株式W	11,430	-	-	11,430

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	種類株式W	16,511	186,630	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年6月27日 定時株主総会	種類株式X	9	186,630	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年12月17日 取締役会	種類株式W	5,683	64,245	2019年9月30日	2019年12月18日
2019年12月17日 取締役会	種類株式X	3	64,245	2019年9月30日	2019年12月18日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	種類株式W	利益剰余金	5,529	62,500	2020年3月31日	2020年6月30日
2020年6月29日 定時株主総会	種類株式X	利益剰余金	3	62,500	2020年3月31日	2020年6月30日

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
種類株式W	99,900	-	-	99,900
種類株式X	49	-	-	49
種類株式Y	51	-	-	51

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
種類株式W	11,430	-	-	11,430

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	種類株式W	5,529	62,500	2020年3月31日	2020年6月30日
2020年6月29日 定時株主総会	種類株式X	3	62,500	2020年3月31日	2020年6月30日
2020年12月15日 取締役会	種類株式W	3,103	35,080	2020年9月30日	2020年12月16日
2020年12月15日 取締役会	種類株式X	1	35,080	2020年9月30日	2020年12月16日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	種類株式W	利益剰余金	4,615	52,165	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年6月29日 定時株主総会	種類株式X	利益剰余金	2	52,165	2021年3月31日	2021年6月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載する科目の金額との関係は以下のとおりです。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
現金・預金	363,423百万円	282,621百万円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	363,423	282,621

2. 重要な非資金取引

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

親会社から借り入れていた一年内返済予定の長期借入金30,000百万円及び長期借入金60,000百万円の契約変更を行い、契約期間を延長しております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は有価証券の売買及び媒介、有価証券の引受け及び売出し、自己資金による投資を中心に金融サービス事業を行っておりますが、これらの事業を行うため、主に親会社からの資金調達を行っております。また当社の保有するトレーディング商品や現先取引につきましてはリスク管理目的から既存のポジションとは反対のポジションをグループ会社に対して保有して、リスクをグループ会社に移転することもあります。

金融商品の内容及びそのリスク

有価証券

有価証券のうちトレーディング商品は主に株式、債券、受益証券です。

これらはそれぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。営業投資有価証券及び投資有価証券は主に非上場株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有されております。これらは価格変動リスク、発行体の信用リスク及び流動性リスクに晒されております。

デリバティブ

当社が保有するデリバティブはトレーディング商品として保有されており、金利リスク、為替リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。取引所取引ではないデリバティブについては、取引先の信用リスクにも晒されております。

借入金

当社の借入金の主たる借入先は親会社及び金融機関ですが、変動金利による借入があり金利の変動リスクに晒されております。

金融商品に係る主たるリスク管理体制

リスク管理方法、限度額及び適用方法等について、グローバル・ベースで下記に述べる算定方法で計算し、限度枠の設定をしております。

マーケット・リスク

イ) 各部門のリスク管理責任者(以下、「管理責任者」という。)は、部門内のリスク限度枠の範囲内で、グローバル・ベースでのビジネスに鑑み、部門内のグループ毎にリスク限度枠を設定し、監視する。当社レベルでのリスク限度枠について変更する場合には、グローバル・レベルで承認を得る必要がある。

ロ) 証券管理部は、各トレーダーの記録及びポジションを照合する。また、ファイナンス部は、独自に入手した外部の情報端末(ロイター・テレレート等)の価格等をもとに、管理システムに記録された価格の整合性を確認する。約定日ベースかつ時価評価により損益の計算を日々行い、トレーダー及び各デスク管理者、管理責任者へと報告する。

ハ) ファイナンス部は、自己資本規制上のリスクを日々計算し、金融リスク管理委員会及びマネジメント・コミッティー又は必要な場合代表取締役へ報告する。

ニ) マーケットリスク管理部は、市場リスクに係わる情報の収集、評価を行い、また業務に関する市場リスクの管理の評価・監視を行う。さらに、前述の事項に関して、金融リスク管理委員会及びマネジメント・コミッティー又は必要な場合代表取締役に報告を行い、ないしは改善策に関する助言を行う。

当社はリスク管理手法の一つにValue - at - Risk (V a R) を採用しておりますが、V a Rには以下のような特徴があります。

- ・過去のマーケット・リスクの要因から将来のマーケット・コンディションを正確に予想することは出来ない。
- ・V a Rは保有期間を1日として計算されるためにリスクポジションが1日でヘッジ/解消できない場合を反映していない。
- ・V a Rは平常ではない特殊な状態や95%の信頼水準を超えるような状態においてはリスクを正確に測定することは出来ない。
- ・トレーディング・ポジションのマーケット・リスクについて、それが僅少な場合にはV a Rには含まれておらず、また一部は推定に基づくためにより精緻にV a Rの計算をした場合には大きく相違する結果が導かれることがある。

なお、決算日における当社のトレーディング業務全体のV a Rは、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
V a R	485	741

クレジット・リスク

イ) クレジットリスク管理部は、営業部門からの要請を受け、当社と取引を行う顧客が当社との取引を行う前に、当該顧客に対する信用力を審査、内部格付けを付与し、当該顧客の与信限度枠の設定を行うものとする。

ロ) 管理責任者は、顧客との間で信用リスクが生じる取引等に関する契約を締結しようとする場合は、事前にクレジットリスク管理部の審査を受けなければならない。

ハ) クレジットリスク管理部は、単一顧客に対する限度枠の使用状況、ポートフォリオの集中度を含めた信用リスクの管理を行うとともに、金融リスク管理委員会及びマネジメント・コミッティーへの報告を行う。

ニ) ファイナンス部は、自己資本規制上のリスクを日々計算し、金融リスク管理委員会及びマネジメント・コミッティーへ報告する。

当社は担保、サイズ、期間といった主要なリスク要因を通じてクレジット・リスクを軽減する他、多種の金融商品によってクレジット・リスクをヘッジしております。

流動性リスク

当社においては、グローバル・レベルでのリスク管理に係る原則、ポリシー、手続き等に基づき、財務部において、流動性リスク管理がされている。リクイディティリスク管理部は、財務部から独立した立場で流動性リスクの監視を行う。

オペレーショナル・リスク

当社においては、グローバル・レベルでのリスク管理に係る原則、ポリシー、手続き等に基づきチーフ・リスク・オフィサーが統括するリスク管理本部において、オペレーショナルリスク管理部が営業部門から独立して運営されている。

金融商品の時価等についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合当該価額が異なる事もあります。

また、下記「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について主なものは次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含めておりません（参照）。

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	363,423	363,423	-
(2) トレーディング商品（商品有価証券等）	720,433	720,433	-
(3) 約定見返勘定	25,858	25,858	-
(4) 有価証券担保貸付金	3,736,144	3,736,144	-
(5) 短期差入保証金	277,775	277,775	-
(6) 短期貸付金	48,997	48,997	-
資産計	5,172,632	5,172,632	-
(7) トレーディング商品（商品有価証券等）	959,050	959,050	-
(8) 有価証券担保借入金	3,531,611	3,531,611	-
(9) 受入保証金	207,600	207,600	-
(10) 短期借入金	540	540	-
(11) 関係会社短期借入金	11,949	11,949	-
(12) 社債	128,410	119,456	8,953
(13) 長期借入金	144,300	132,035	12,264
(14) 関係会社長期借入金	90,000	85,446	4,553
負債計	5,073,462	5,047,691	25,770
(15) デリバティブ取引	62,815	62,815	-
デリバティブ取引計	62,815	62,815	-

(1) 現金・預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(2) トレーディング商品（商品有価証券等）の時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は店頭取引価格、投資信託については取引所価格もしくは公表されている基準価格によっております。

(3) 約定見返勘定は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(4) 有価証券担保貸付金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(5) 短期差入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(6) 短期貸付金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(7) トレーディング商品（商品有価証券等）の時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は店頭取引価格、投資信託については取引所価格もしくは公表されている基準価格によっております。

(8) 有価証券担保借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(9) 受入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(10) 短期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(11) 関係会社短期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(12) 社債に組み込まれたデリバティブは区分経理し、貸借対照表計上額を算定してしております。社債の時価は区分経理後の将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(13) 長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(14) 関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(15) 開示対象としたデリバティブ取引にはヘッジ会計は適用されておりません。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

デリバティブ取引の時価の算定方法については下記のとおりです。

デリバティブ取引の種類等	時価の算定方法
有価証券指数等先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算指数
有価証券オプション取引(上場)	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
外国市場証券先物取引	主たる外国金融商品取引所が定める清算指数又は証拠金算定基準値段
金利スワップ、金利先渡取引、スワップション、CAP、FLOOR、通貨スワップ、その他	日本証券クリアリング機構またはロンドン・クリアリングハウスのどちらの清算機構のレートを参照するかを取引毎に区別する。どちらの機構をも使わない相対取引についても評価上どちらかの機構を想定する。その分類の後、それぞれのLIBORベースのスワップ・レートで将来の受取・支払金利を算出し、該当取引のネット・キャッシュ・フローをそれぞれの機構のオーバーナイト・インデックス・スワップ(OIS)レートで現在価値にディスカウントしたものを価格とする。コンスタント・マチュリティ・スワップはコンベクシティ・アジャストをする。スワップション、CAP、FLOORについてはボラティリティを加味する。通貨スワップについては通貨間のクロス・カレンシー・ベースを加味する。
選択権付債券売買取引	アメリカンとヨーロピアン・オプションとも二項モデルを用いて評価する。
国債証券先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算値段
国債証券先物オプション取引	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
直物、先物予約等の為替取引	受取金額、支払金額をそれぞれ当該通貨の金利で現在価値に割引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
通貨を対象資産とする全ての店頭オプション取引	スワップ・レート、ボラティリティ、コリレーション等を参考に受取/支払金額の将来価値を算出し、各通貨の金利で現在価値に割引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
TFX、LIFFE等に上場する通貨先物取引	TFXが定める清算価格 TFX以外の海外金融先物市場に上場されるものについては、各取引所が定める清算価格に準ずる価格
クレジット・デフォルト・スワップ	対象資産のクレジット・スプレッド、リカバリー・レートを基に社内モデルにて対象資産のサバイバル確率を導出し、それをを用いて個別取引の受取・支払キャッシュ・フローを計算し、原則として有担保取引についてはオーバーナイト・インデックス・スワップ(OIS)レートを基準に、無担保取引についてはLIBORベースのスワップ・レートを基準にしたディスカウント・レートにて現在価値を算出した価格
有価証券先渡取引、有価証券店頭オプション取引	対象資産価格・ボラティリティ・金利・コリレーション等を基に社内モデルで算出した受取・支払の現在価値

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	282,621	282,621	-
(2) トレーディング商品(商品有価証券等)	1,236,757	1,236,757	-
(3) 有価証券担保貸付金	3,268,300	3,268,300	-
(4) 短期差入保証金	358,311	358,311	-
資産計	5,145,990	5,145,990	-
(5) トレーディング商品(商品有価証券等)	1,131,051	1,131,051	-
(6) 約定見返勘定	46,285	46,285	-
(7) 有価証券担保借入金	2,854,617	2,854,617	-
(8) 受入保証金	141,382	141,382	-
(9) 関係会社短期借入金	453,529	453,529	-
(10) 社債	132,410	143,236	10,826
(11) 長期借入金	136,300	138,877	2,577
(12) 関係会社長期借入金	90,000	91,698	1,698
負債計	4,985,576	5,000,678	15,102
(13) デリバティブ取引	18,360	18,360	-
デリバティブ取引計	18,360	18,360	-

- (1) 現金・預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (2) トレーディング商品(商品有価証券等)の時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は店頭取引価格、投資信託については取引所価格もしくは公表されている基準価格によっております。
- (3) 有価証券担保貸付金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (4) 短期差入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (5) トレーディング商品(商品有価証券等)の時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は店頭取引価格、投資信託については取引所価格もしくは公表されている基準価格によっております。
- (6) 約定見返勘定は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (7) 有価証券担保借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (8) 受入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (9) 関係会社短期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (10) 社債に組み込まれたデリバティブは区分経理し、貸借対照表計上額を算定しております。社債の時価は区分経理後の将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (11) 長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (12) 関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(13) 開示対象としたデリバティブ取引にはヘッジ会計は適用されておりません。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

デリバティブ取引の時価の算定方法については下記のとおりです。

デリバティブ取引の種類等	時価の算定方法
有価証券指数等先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算指数
有価証券オプション取引(上場)	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
外国市場証券先物取引	主たる外国金融商品取引所が定める清算指数又は証拠金算定基準値段
金利スワップ、金利先渡取引、スワップション、CAP、FLOOR、通貨スワップ、その他	スワップは、LIBOR参照のものからオーバーナイト・インデックス・スワップ(OIS)参照へ適宜移行中であるが、当事業年度末時点においてはどちらの参照レートも使用可能で、現行契約書上の参照レートに基づいた将来のキャッシュ・フローの現在価値を評価額とする。JSCC-LCHベース、LIBOR-LIBORベース、1mth・3mth・6mth・12mth間のテナー・ベース及び各通貨スワップのクロス・カレンシー・ベースは引き続き加味する。コンスタント・マチュリティ・スワップはコンベクシティ・アジャストをする。スワップション、CAP、FLOORについてはボラティリティを加味する。
選択権付債券売買取引	アメリカンとヨーロピアン・オプションとも二項モデルを用いて評価する。
国債証券先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算値段
国債証券先物オプション取引	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
直物、先物予約等の為替取引	受取金額、支払金額をそれぞれ当該通貨の金利で現在価値に割引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
通貨を対象資産とする全ての店頭オプション取引	スワップ・レート、ボラティリティ、コリレーション等を参考に受取/支払金額の将来価値を算出し、各通貨の金利で現在価値に割引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
TFX、LIFFE等に上場する通貨先物取引	TFXが定める清算価格 TFX以外の海外金融先物市場に上場されるものについては、各取引所が定める清算価格に準ずる価格
クレジット・デフォルト・スワップ	対象資産のクレジット・スプレッド、リカバリー・レートを基に社内モデルにて対象資産のサバイバル確率を導出し、それを用いて個別取引の受取・支払キャッシュ・フローを計算し、原則として有担保取引についてはオーバーナイト・インデックス・スワップ(OIS)レートを基準に、無担保取引についてはLIBORベースのスワップ・レートを基準にしたディスカウント・レートにて現在価値を算出した価格
有価証券先渡取引、有価証券店頭オプション取引	対象資産価格・ボラティリティ・金利・コリレーション等を基に社内モデルで算出した受取・支払の現在価値

時価を把握することが極めて困難と認められるために時価を注記していない金融商品

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
営業投資有価証券		
非上場株式	0	0
投資有価証券		
非上場株式	413	413
合計	413	413

(注) 非上場株式は市場価格が存在しないために、取得原価(ただし減損処理されたものについては株式の実質価額)をもって貸借対照表計上額としております。

金銭債権の償還予定額及び金銭債務の返済予定額

前事業年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超5年以内	5年超10年以内	10年超
金銭債権					
現金・預金	363,423	-	-	-	-
約定見返勘定	25,858	-	-	-	-
有価証券担保貸付金	3,736,144	-	-	-	-
短期差入保証金	277,775	-	-	-	-
短期貸付金	48,997	-	-	-	-
金銭債権合計	4,452,199	-	-	-	-
金銭債務					
有価証券担保借入金	3,531,611	-	-	-	-
受入保証金	207,600	-	-	-	-
短期借入金	540	-	-	-	-
関係会社短期借入金	11,949	-	-	-	-
社債	-	-	-	15,500	112,910
長期借入金	-	-	11,000	51,500	81,800
関係会社長期借入金	-	-	90,000	-	-
金銭債務合計	3,751,701	-	101,000	67,000	194,710

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超5年以内	5年超10年以内	10年超
金銭債権					
現金・預金	282,621	-	-	-	-
有価証券担保貸付金	3,268,300	-	-	-	-
短期差入保証金	358,311	-	-	-	-
金銭債権合計	3,909,233	-	-	-	-
金銭債務					
約定見返勘定	46,285	-	-	-	-
有価証券担保借入金	2,854,617	-	-	-	-
受入保証金	141,382	-	-	-	-
関係会社短期借入金	453,529	-	-	-	-
社債	-	-	-	18,400	114,010
長期借入金	-	-	25,000	36,000	75,300
関係会社長期借入金	-	-	90,000	-	-
金銭債務合計	3,495,814	-	115,000	54,400	189,310

（有価証券関係）

1. トレーディング商品

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	時価	
	資産	負債
株式・ワラント	352,765	596,145
債券	366,637	353,271
受益証券	1,029	9,633
その他	0	-
前事業年度の損益に含まれた評価差額		23,616

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

	時価	
	資産	負債
株式・ワラント	575,004	504,679
債券	659,903	623,101
受益証券	1,849	3,270
その他	0	-
当事業年度の損益に含まれた評価差額		5,371

2. 営業投資有価証券及び投資有価証券

その他有価証券で時価のあるもの

営業投資有価証券及び投資有価証券で時価のあるものはありません。

事業年度中に売却した営業投資有価証券及び投資有価証券

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	売却額又は分配額	売却益又は分配益
営業投資有価証券		
非上場株式	6	6
合計	6	6

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当事業年度中に売却した営業投資有価証券及び投資有価証券はありません。

減損処理を行った有価証券

前事業年度及び当事業年度において、有価証券の減損処理は行っておりません。

なお、時価のある有価証券の減損にあたって、事業年度末における時価の下落率が取得原価の50%以上の場合は、著しい下落かつ回復の見込みがないと判断して、減損処理を行う方針であります。また、時価の下落率が取得原価の50%未満の場合でも、時価の推移及び発行会社の財政状態を総合的に勘案して回復可能性を検討し、回復見込みがないと判断されたものについては、減損処理を行う方針であります。

保有目的の変更

前事業年度及び当事業年度において、保有目的を変更した有価証券はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. トレーディングに係るもの

取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は次のとおりです。

通貨関連

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引以外の取引	通貨スワップ	6,932,941	34,372	34,372
	為替先渡取引			
	資産	9,879,241	184,868	184,868
	負債	9,879,241	184,868	184,868
	為替オプション			
	資産	19,880,860	41,112	27,653
	負債	19,879,806	41,107	27,648
合計		66,452,090	34,377	34,377

(注) 時価の算定方法については、「(金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項 (15) デリバティブ取引の時価の算定方法」に記載のとおりです。

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引以外の取引	通貨スワップ	10,098,296	31,230	31,230
	為替先渡取引			
	資産	8,728,938	271,681	271,681
	負債	8,728,938	271,681	271,681
	為替オプション			
	資産	1,862,428	43,977	35,862
	負債	1,861,569	43,970	35,856
合計		31,280,171	31,237	31,237

(注) 時価の算定方法については、「(金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項 (13) デリバティブ取引の時価の算定方法」に記載のとおりです。

金利関連

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価(注)	評価損益
市場取引	債券先物取引			
	負債	30,026	30	30
市場取引以外の取引	金利スワップ	162,617,587	20,842	20,842
	店頭債券オプション			
	資産	1,500	3	1
	債券先渡取引			
	資産	81,985	102	102
	負債	28,103	32	32
合計		162,759,202	20,886	20,881

(注) 時価の算定方法については、「(金融商品関係) 2.金融商品の時価等に関する事項 (15)デリバティブ取引の時価の算定方法」に記載のとおりです。

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価(注)	評価損益
市場取引	債券先物取引			
	負債	244,470	195	195
市場取引以外の取引	金利スワップ	148,535,970	753	753
	店頭債券オプション			
	資産	25,000	275	68
	負債	25,000	275	68
	債券先渡取引			
	資産	100,714	135	135
負債	209,264	179	179	
合計		149,140,419	992	992

(注) 時価の算定方法については、「(金融商品関係) 2.金融商品の時価等に関する事項 (13)デリバティブ取引の時価の算定方法」に記載のとおりです。

その他
前事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引			
	資産	41,284	3,348	3,348
	負債	62,924	2,170	2,170
市場取引以外の取引	エクイティ・スワップ	3,060,343	7,646	7,646
	クレジット・デフォルト・スワップ	269,518	0	0
	株式先渡取引	34,129	4,218	4,218
	株式オプション			
	資産	130,628	10,261	9,045
	負債	130,620	7,313	5,638
合計		3,729,450	7,552	8,011

(注) 時価の算定方法については、「(金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項 (15) デリバティブ取引の時価の算定方法」に記載のとおりです。

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引			
	資産	104,951	783	783
	負債	129,373	599	599
	株価指数オプション			
	負債	138	0	5
市場取引以外の取引	エクイティ・スワップ	3,682,700	18,058	18,058
	クレジット・デフォルト・スワップ	280,532	67	67
	株式先渡取引	45,418	6,176	6,176
	株式オプション			
	資産	144,489	5,760	5,406
	負債	143,486	6,016	5,368
合計		4,531,090	11,887	11,586

(注) 時価の算定方法については、「(金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項 (13) デリバティブ取引の時価の算定方法」に記載のとおりです。

2. トレーディングに係るもの以外

取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は次のとおりです。

通貨関連

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替先渡取引			
	資産	8,533	21	21
	負債	538	13	13
合計		9,071	7	7

(注) 時価の算定方法については、「(金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項 (15) デリバティブ取引の時価の算定方法」に記載のとおりです。

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替先渡取引			
	資産	65	0	0
	負債	100	0	0
合計		165	0	0

(注) 時価の算定方法については、「(金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項 (13) デリバティブ取引の時価の算定方法」に記載のとおりです。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産	
金融商品取引責任準備金	3,201
未払費用	3,113
未払事業税	447
その他	118
繰延税金資産小計	6,881
評価性引当額	-
繰延税金資産合計	6,881
繰延税金負債	
未収配当金	1,744
繰延税金負債合計	1,744
繰延税金資産の純額	5,136

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産	
金融商品取引責任準備金	3,201
未払費用	2,594
未払事業税	335
その他	217
繰延税金資産小計	6,349
評価性引当額	-
繰延税金資産合計	6,349
繰延税金負債	
未収配当金	1,764
繰延税金負債合計	1,764
繰延税金資産の純額	4,584

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因になった主な項目

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.51%	2.17%
その他	0.30%	0.32%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.83%	33.11%

(収益認識関係)

主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点

・委託手数料	委託手数料は取引別の顧客との契約に基づき、取引の実行に対して顧客から受け取る対価です。当該収益は主に、株式取引や先物・オプションの取次ぎなどから生じる手数料です。委託手数料は金融商品取引所における約定日に認識されます。
・引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料 ・募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料及び募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は、株式債券引受業務及び株式債券募集業務に関する収益を含み、顧客が当該サービスから生じる資産に対する支配を獲得し、当該収益に著しい減額が発生しない場合に、一般的に条件決定日において認識されます。これらの収益に関連する費用は繰延べ、関連する収益が計上される時点において認識されます。

(注) 上記の顧客との契約に基づく債権は、履行義務を充足し、当社が請求する権利を取得した時に貸借対照表上、未収入金または未収収益勘定に計上されます。契約期間が一年以内の契約については、契約獲得の増分コストは発生時の費用として計上されます。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは、「法人・機関投資家向け証券業務」という単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. サービスごとの情報

当社は、法人・機関投資家向け証券業務という単一のサービスを行っているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 純営業収益

(単位：百万円)

日本	米国	英国	その他	合計
26,220	7,139	55,891	2,279	91,531

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しているものです。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	純営業収益
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー	55,879

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. サービスごとの情報

当社は、法人・機関投資家向け証券業務という単一のサービスを行っているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 純営業収益

(単位：百万円)

日本	米国	英国	その他	合計
12,520	16,043	58,791	106	87,462

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しているものです。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位: 百万円)

顧客の名称又は氏名	純営業収益
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー	58,786
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー	12,143

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当社は、モルガン・スタンレーの主要な事業会社の一つであり、幅広い金融及び証券業務を提供しています。当社とモルガン・スタンレー及びその他のモルガン・スタンレー・グループ会社とは重要な相互関係にあり、当社に対するまたは当社による資金、資本、サービス及び後方支援の提供等が行われるとともに、従業員を含む事業上または経営上のプラットフォームまたはシステムの共通化または共有が図られております。従って、当社の業務は、関連当事者との重大な取引を含んでおり、必ずしも非関連当事者取引として行った場合の財政状態もしくは経営成績を示唆しない可能性があります。

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等
前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社	モルガン・スタンレー	米国 ニューヨーク州	8,540 (百万米ドル)	持株会社	被所有 間接 51%	資金貸借取引 移転価格取引 等	事業資金の借入	- (注1)	関係会社 短期借入金	11,949 (注2)
								- (注3)	関係会社 長期借入金	90,000 (注4)
							現先取引 (注5)	- (注1)	現先取引 借入金	509,992 (注6)
							その他の受 入手数料 (移転価格 手数料) (注7)	7,449	未収収益	616
親会社	モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区	1 (百万円)	持株会社	被所有 直接 51%	役員の兼任等	配当の支払 (注8)	8,882	-	-
その他の関係会社	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区	755 (億円)	持株会社	被所有 間接 49%	役員の兼任等	配当の支払 (注8)	13,324	-	-

(注) 1 反復継続的な取引であるために期末時点の金額のみを記載しております。

2 当該借入の取引条件は、モルガン・スタンレー・グループ内の財務部が、当社が市場で資金を調達する場合の金利条件を合理的に見積り、決定しております。

3 当事業年度中に当該借入の契約変更を行い契約期間を延長しております。

4 当該借入には劣後特約が付されております。取引条件は、モルガン・スタンレー・グループ内の財務部が、資金の借入時や借入条件の変更時における入手可能な市場情報に基づき、決定しております。

5 取引条件は市場の取引実勢に基づいて決定しております。

6 反復継続的な取引であるために条件付売買されている有価証券に係る担保金の期末時点の金額を記載しております。

7 移転価格手数料は、国外関連取引における受取手数料で、グローバルな税規制及びOECDガイドラインに基づいたモルガン・スタンレーの移転価格ポリシーに従い独立企業間価格として算定されております。

8 MMパートナーシップを通じた取引ですが、実質的な取引当事者を記載しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社	モルガン・スタンレー	米国 ニューヨーク州	7,770 (百万米ドル)	持株会社	被所有 間接 51%	資金貸借取引 移転価格取引 等	事業資金の借入	- (注1)	関係会社 短期借入金	453,529 (注2)
								-	関係会社 長期借入金	90,000 (注3)
							現先取引 (注4)	- (注1)	現先取引 借入金	241,421 (注5)
							その他の受 入手数料 (移転価格 手数料) (注6)	2,089	未収収益	1,538
親会社	モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区	1 (百万円)	持株会社	被所有 直接 51%	役員の兼任等	配当の支払 (注7)	3,455	-	-
その他の関係会社	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区	755 (億円)	持株会社	被所有 間接 49%	役員の兼任等	配当の支払 (注7)	5,182	-	-

(注) 1 反復継続的な取引であるために期末時点の金額のみを記載しております。

2 当該借入の取引条件は、モルガン・スタンレー・グループ内の財務部が、当社が市場で資金を調達する場合の金利条件を合理的に見積り、決定しております。

3 当該借入には劣後特約が付されております。取引条件は、モルガン・スタンレー・グループ内の財務部が、資金の借入時や借入条件の変更時における入手可能な市場情報に基づき、決定しております。

4 取引条件は市場の取引実勢に基づいて決定しております。

5 反復継続的な取引であるために条件付売買されている有価証券に係る担保金の期末時点の金額を記載しております。

6 移転価格手数料は、国外関連取引における受取手数料で、グローバルな税規制及びOECDガイドラインに基づいたモルガン・スタンレーの移転価格ポリシーに従い独立企業間価格として算定されております。

7 MMパートナーシップを通じた取引ですが、実質的な取引当事者を記載しております。

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社

該当事項はありません。

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー	米国 デラウェア州	8,504 (百万米ドル)	金融商品取引業	なし	資金貸借取引 有価証券取引等	有価証券の貸付 (注1)	- (注3)	有価証券貸借取引受入金	164,253
							有価証券の借入 (注1)	- (注3)	借入有価証券担保金	135,048
							現先取引 (注1)	- (注3)	現先取引借入金	263,236 (注2)
							現物有価証券の購入 (注1)	2,467,394	-	-
							現物有価証券の売却 (注1)	3,069,551	-	-
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー	英国 ロンドン	15,964 (百万米ドル)	金融商品取引業	なし	資金貸借取引 有価証券取引等	有価証券の貸付 (注1)	- (注3)	有価証券貸借取引受入金	214,349
							有価証券の借入 (注1)	- (注3)	借入有価証券担保金	396,310
							現先取引 (注1)	- (注3)	現先取引借入金	800,768 (注2)
								- (注3)	現先取引貸付金	166,664 (注2)
							現物有価証券の購入 (注1)	5,084,317	-	-
							現物有価証券の売却 (注1)	7,563,542	-	-
							デリバティブ取引 (注1)	- (注3)	デリバティブ取引(資産)	93,820
- (注3)	デリバティブ取引(負債)	68,798								
その他の受入手数料 (移転価格手数料) (注4)	52,915	未収収益	8,343							
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・キャピタル・サービス・エルエルシー	米国 デラウェア州	6,079 (百万米ドル)	デリバティブの取引	なし	資金貸借取引 デリバティブ取引等	デリバティブ取引 (注1)	- (注3)	デリバティブ取引(資産)	42,410
								- (注3)	デリバティブ取引(負債)	110,053

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・グループ株式会社	東京都千代田区	10 (百万円)	サービス業	なし	従業員の出向サポートサービスの受入等	出向者負担金 (注5)	19,807	未払費用	3,524
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・サービシーズ・グループ・インコーポレーテッド	米国デラウェア州	17 (百万米ドル)	サービス業	なし	グループ会社間での費用配賦	グループ会社間における配賦費用	16,572	未払費用	1,244
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド	香港中環	29 (百万米ドル)	金融商品取引業	なし	資金貸借取引	現先取引 (注1)	- (注3)	現先取引借入金	118,500 (注2)
その他の関係会社の子会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区	405 (億円)	金融商品取引業	なし	資金貸借取引 役員の兼任等	有価証券の貸付 (注1)	- (注3)	有価証券貸借取引受入金	100,000
							デリバティブ取引 (注1)	- (注3)	デリバティブ取引(資産)	15,166
							デリバティブ取引 (注1)	- (注3)	デリバティブ取引(負債)	6,140

(注) 1 取引条件は市場の取引実勢に基づいて決定しております。

2 反復継続的な取引であるために条件付売買されている有価証券に係る担保金の期末時点の金額を記載しております。

3 反復継続的な取引であるために期末時点の金額のみを記載しております。

4 移転価格手数料は、国外関連取引における受取手数料で、グローバルな税規制及びOECDガイドラインに基づいたモルガン・スタンレーの移転価格ポリシーに従い独立企業間価格として算定されております。

5 モルガン・スタンレー・グループ株式会社で発生した出向社員に係る費用を負担しております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー	米国 デラウェア州	11,037 (百万米ドル)	金融商品取引業	なし	資金貸借取引 有価証券取引等	有価証券の貸付(注1)	- (注3)	有価証券貸借取引受入金	267,262
							有価証券の借入(注1)	- (注3)	借入有価証券担保金	104,825
							現先取引(注1)	- (注3)	現先取引借入金	128,421 (注2)
							現物有価証券の購入(注1)	2,394,218	-	-
							現物有価証券の売却(注1)	2,327,413		
							その他の受入手数料(移転価格手数料)(注4)	12,019	未収収益	460
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ビーエルシー	英国 ロンドン	15,964 (百万米ドル)	金融商品取引業	なし	資金貸借取引 有価証券取引等	有価証券の貸付(注1)	- (注3)	有価証券貸借取引受入金	112,712
							有価証券の借入(注1)	- (注3)	借入有価証券担保金	223,664
							現先取引(注1)	- (注3)	現先取引借入金	919,019 (注2)
								- (注3)	現先取引貸付金	176,367 (注2)
							現物有価証券の購入(注1)	5,974,913	-	-
							現物有価証券の売却(注1)	7,598,089		
							デリバティブ取引(注1)	- (注3)	デリバティブ取引(資産)	44,669
								- (注3)	デリバティブ取引(負債)	208,297
							担保金の差入	- (注3)	その他の差入保証金	121,899
							その他の受入手数料(移転価格手数料)(注4)	54,157	未収収益	7,846

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・キャピタル・サービス・エルエルシー	米国 デラウェア州	5,862 (百万米ドル)	デリバティブの取引	なし	資金貸借取引 デリバティブ取引等	デリバティブ取引 (注1)	- (注3)	デリバティブ取引(資産)	43,207
								- (注3)	デリバティブ取引(負債)	92,102
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・グループ株式会社	東京都千代田区	10 (百万円)	サービス業	なし	従業員の出向サポートサービスの受入等	出向者負担金 (注5)	23,820	未払費用	6,139
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・サービス・グループ・インコーポレーテッド	米国 デラウェア州	748 (百万米ドル)	サービス業	なし	グループ会社間での費用配賦	グループ会社間における配賦費用	15,597	未払費用	1,460
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド	香港 中環	29 (百万米ドル)	金融商品取引業	なし	資金貸借取引	現先取引 (注1)	- (注3)	現先取引借入金	170,210 (注2)
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・ヨーロッパ・エスエー	ドイツ フランクフルト	2,725 (百万米ドル)	金融商品取引業	なし	有価証券取引	現物有価証券の売却 (注1)	218,721	-	-
その他の関係会社の子会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区	405 (億円)	金融商品取引業	なし	資金貸借取引 役員の兼任等	有価証券の貸付 (注1)	- (注3)	有価証券貸借取引受入金	100,000
							デリバティブ取引 (注1)	- (注3)	デリバティブ取引(資産)	13,006
							- (注3)	デリバティブ取引(負債)	6,177	

(注) 1 取引条件は市場の取引実勢に基づいて決定しております。

- 2 反復継続的な取引であるために条件付売買されている有価証券に係る担保金の期末時点の金額を記載しております。
- 3 反復継続的な取引であるために期末時点の金額のみを記載しております。
- 4 移転価格手数料は、国外関連取引における受取手数料で、グローバルな税規制及びOECDガイドラインに基づいたモルガン・スタンレーの移転価格ポリシーに従い独立企業間価格として算定されております。
- 5 モルガン・スタンレー・グループ株式会社で発生した出向社員に係る費用を負担しております。

2. 親会社に関する情報

会社名	上場取引所
モルガン・スタンレー	ニューヨーク証券取引所等
モルガン・スタンレー・インターナショナル・ホールディングズ・インコーポレーテッド	該当なし
モルガン・スタンレー・アジア・ホールディングズ・リミテッド	該当なし
モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	該当なし

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額		
種類株式W	2,010,134円72銭	2,086,849円23銭
種類株式X	2,010,134円72銭	2,086,849円23銭
種類株式Y	2,010,134円72銭	2,086,849円23銭
1株当たり当期純利益		
種類株式W	253,379円95銭	174,338円70銭
種類株式X	253,379円95銭	174,338円70銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 算定上の基礎は次のとおりです。

(1) 1株当たり純資産額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	178,037	184,832
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	178,037	184,832
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	88,570	88,570
種類株式W	88,470	88,470
種類株式X	49	49
種類株式Y	51	51

(2) 1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益(百万円)	22,428	15,432
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	22,428	15,432
普通株式の期中平均株式数(株)	88,519	88,519
種類株式W	88,470	88,470
種類株式X	49	49

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券等明細表】

当事業年度期首及び当事業年度期末における営業投資有価証券及び投資有価証券の金額が当事業年度期首及び当事業年度期末における資産の総額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
器具備品	116	-	-	116	-	-	116
有形固定資産計	116	-	-	116	-	-	116
合計	116	-	-	116	-	-	116

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
普通社債(ユーロ円債) (注)	2016年8月～ 2020年7月	128,410	132,410	0.1～3.7	無担保	2026年8月～ 2047年3月
合計		128,410	132,410			

(注) 社債に組み込まれたデリバティブは区分処理され、他のデリバティブと同様のリスク管理下にあります。

決算日後5年以内の償還予定額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
-	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%) (注1)	返済期限
短期借入金	540	-	-	-
関係会社短期借入金	11,949	453,529	1.06	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	144,300	136,300	0.69	(注3)参照
関係会社長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)(注2)	90,000	90,000	0.71	(注3)参照
計	246,789	679,829		

(注)1 平均利率は当期末残高に対する加重平均利率です。

2 劣後特約付借入金を含んでおります。

3 長期借入金(一年内返済予定のものを除く)の決算日後5年以内の返済予定額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	-	-	7,500	17,500
関係会社長期借入金	-	-	90,000	-
計	-	-	97,500	17,500

【引当金明細表】

(単位:百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
金融商品取引責任準備金	10,454	-	-	-	10,454

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

2021年3月31日現在における主な資産及び負債の内容は次のとおりです。

資産の部

現金・預金

種類	金額(百万円)
現金	-
預金	
当座預金	281,710
その他	911
小計	282,621
合計	282,621

トレーディング商品

商品有価証券等(売買目的有価証券)

種類	金額(百万円)
株式・ワラント	575,004
債券	659,903
受益証券	1,849
その他	0
合計	1,236,757

デリバティブ取引

種類	金額(百万円)
市場取引	
先物取引	1,281
デリバティブ取引相殺額(注)	498
小計	783
市場取引以外の取引	
オプション取引	50,006
先渡取引	6,314
為替先渡取引	271,687
スワップ取引	580,197
デリバティブ取引相殺額(注)	429,175
小計	479,030
合計	479,814

(注) 法的に有効なマスターネットティング契約を有する同一相手先に対する金利スワップ等のデリバティブ取引については、当事業年度末の貸借対照表上相殺して表示しております。

有価証券担保貸付金

種類	金額(百万円)
借入有価証券担保金	
株式	689,090
内国債券	466,838
外国債券	124,682
小計	1,280,610
現先取引貸付金	
内国債券	1,987,689
小計	1,987,689
合計	3,268,300

短期差入保証金

種類	金額(百万円)
信用取引差入保証金	4,785
先物取引差入証拠金	2,560
その他の差入保証金	
株式会社日本証券クリアリング機構	111,570
その他	239,395
小計	350,965
合計	358,311

負債の部

トレーディング商品

商品有価証券等(売買目的有価証券)

種類	金額(百万円)
株式・ワラント	504,679
債券	623,101
受益証券	3,270
合計	1,131,051

デリバティブ取引

種類	金額(百万円)
市場取引	
オプション取引	0
先物取引	1,293
デリバティブ取引相殺額(注)	498
小計	795
市場取引以外の取引	
オプション取引	50,263
先渡取引	182
為替先渡取引	271,684
スワップ取引	567,704
デリバティブ取引相殺額(注)	429,175
小計	460,659
合計	461,454

(注) 法的に有効なマスターネットティング契約を有する同一相手先に対する金利スワップ等のデリバティブ取引については、当事業年度末の貸借対照表上相殺して表示しております。

有価証券担保借入金

種類	金額(百万円)
有価証券貸借取引受入金	
株式	511,458
内国債券	291,611
小計	803,070
現先取引借入金	
内国債券	1,926,864
外国債券	124,682
小計	2,051,546
合計	2,854,617

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

累計期間	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
営業収益(百万円)	25,215	45,676	68,120	96,437
純営業収益(百万円)	23,304	41,669	61,632	87,462
税引前四半期(当期)純利益(百万円)	5,076	9,229	15,015	23,072
四半期(当期)純利益(百万円)	3,370	6,209	9,969	15,432
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	38,073.92	70,146.17	112,621.64	174,338.70

会計期間	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	38,073.92	32,072.24	42,475.47	61,717.05

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	当社は株券を発行していません。
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	-
株式の名義書換え	
取扱場所	モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社
株主名簿管理人	-
取次所	-
名義書換手数料	-
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	-
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	日刊工業新聞
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株式の譲渡または譲渡による取得については、取締役会の承認を受けることを要します。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場企業でないため金融商品取引法第24条の7第1項の適用はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第15期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日） 2020年6月30日 関東財務局長に提出

(2) 四半期報告書及び確認書

第16期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日） 2020年8月13日 関東財務局長に提出

第16期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日） 2020年11月12日 関東財務局長に提出

第16期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日） 2021年2月12日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月25日

モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ東京事務所指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小野 大樹**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

時価の算定に重要な影響を与える市場で観察できないインプットを用いたデリバティブの時価評価

(1) 関連する財務諸表における開示

注記事項（重要な会計上の見積り）を参照

(2) 監査上の主要な検討事項の内容及び当該事項を監査上の主要な検討事項に決定した理由

会社はトレーディング業務及び資金調達において、顧客のニーズに応じた金融商品や金融サービスを提供するため、大量のデリバティブ取引を保有している。そして、これらのデリバティブ取引には、その時価の算定に重要な影響を与える、市場で観察できないインプットを用いて時価評価が行われるデリバティブ取引が含まれている。

注記事項（重要な会計上の見積り）に記載の通り、当事業年度末におけるこのようなデリバティブ取引の相殺表示前の残高は資産11,397百万円、負債11,484百万円である。

時価評価に使用されるインプットが市場において観察可能であり、それ故に比較的容易に時価評価の妥当性の検討が可能となる他の金融商品と異なり、このようなデリバティブ取引の評価は本質的に主観性が認められ、またその評価においては市場で観察できないインプットや、複雑なアルゴリズム及び評価技法に基づく内製された時価評価モデルを使用することも一般的である。

従い、このようなデリバティブの時価評価の監査手続は、会社が使用した市場で観察できないインプットや複雑な時価評価モデルの妥当性を含む、会社の時価評価における判断や見積りの妥当性の検討が主体となり、適切な専門的能力を有する専門家の関与を必要とすることも含め、監査人の職業的専門家としての高度な判断を行うことが要求されるため、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

(3) 当該事項に対する監査上の対応

当監査法人は、当該監査上の主要な検討事項に対して、主に以下の監査手続を実施した。

フロント部門から独立した部署において実施されている、会社の時価評価に係る内部統制の整備及び運用状況を評価した。なお、当該内部統制には、時価評価モデルのレビューに係る内部統制、及び、時価評価検証に係る内部統制が含まれているが、これらは会社が時価評価に使用する評価技法や関連するインプット、時価評価の算定に使用する仮定の適切性を検討するものである。また、会社が時価評価に使用した重要なインプットや仮定、評価技法の適切性について、市場参加者が一般に想定する仮定や外部情報も考慮し、その適切性を検討した。併せて、当該評価技法についての会社による適用の継続性の検討を実施した。さらに、このようなデリバティブ取引の母集団から抽出した取引について、独自に取得したインプットと独自の時価評価モデルを使用した時価評価の再計算の実施による会社時価評価の妥当性の検討を実施した。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。